

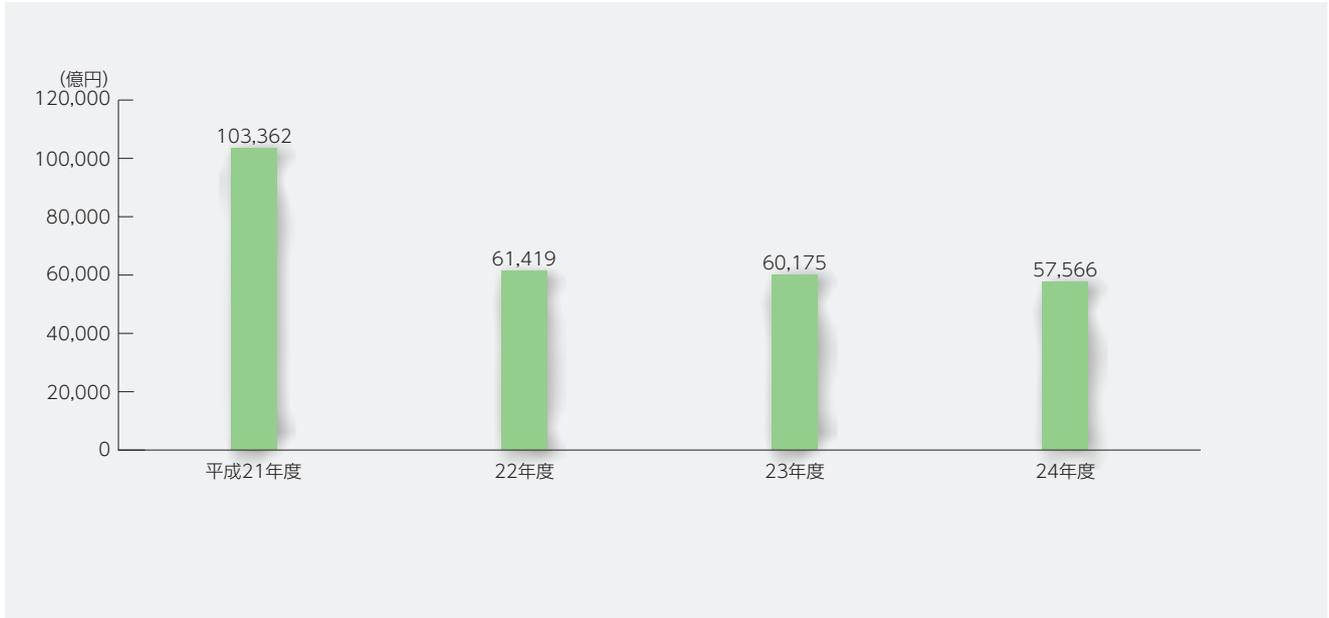
資料編

業務実績	72
財務の状況	85
参考情報	160
日本政策金融公庫法	167

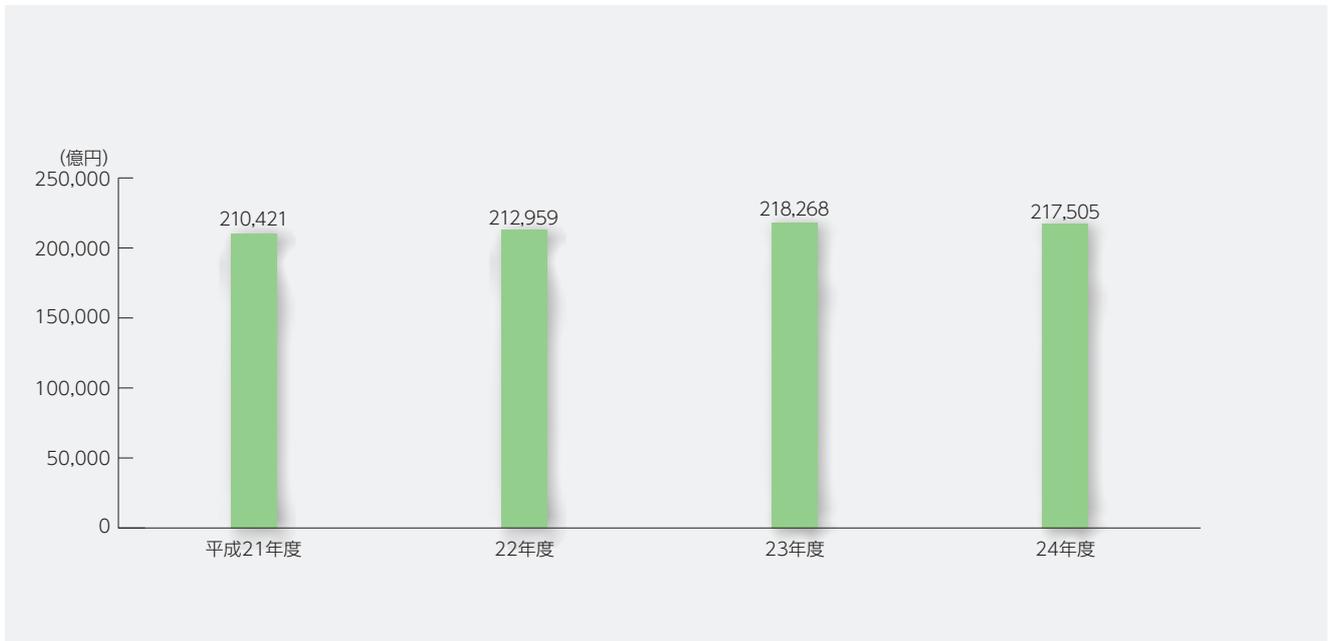
JFPC 2013

日本政策金融公庫

1 融資実績の推移

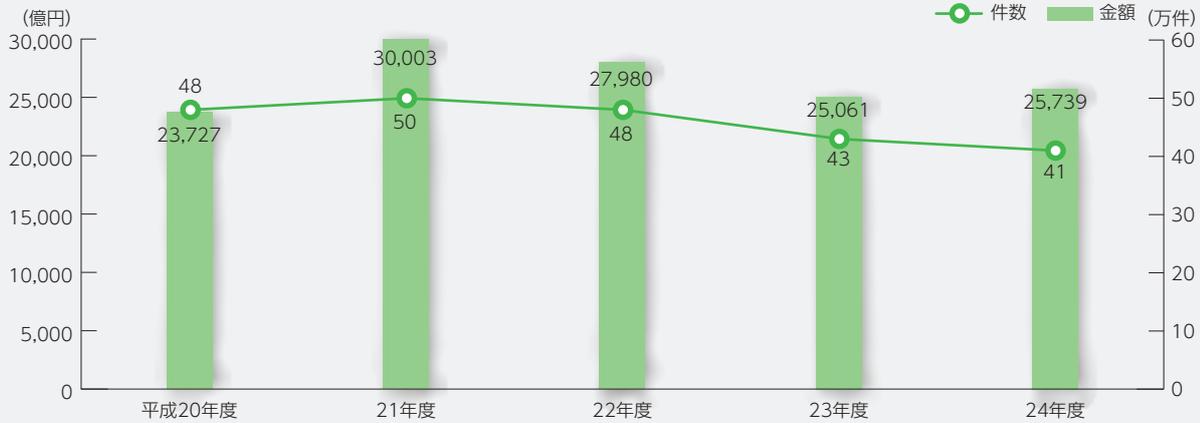


2 残高の推移



国民生活事業

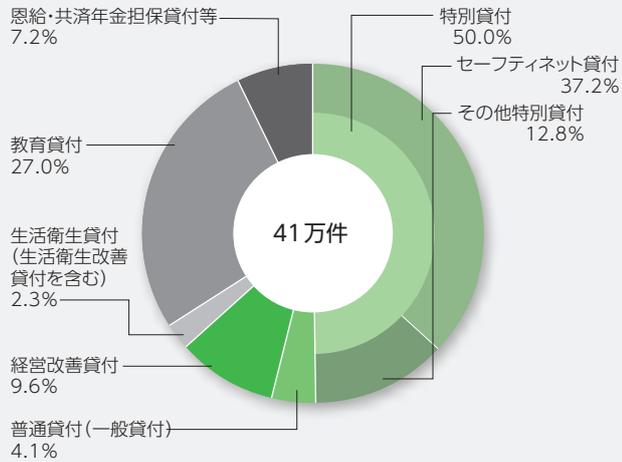
1 融資実績の推移



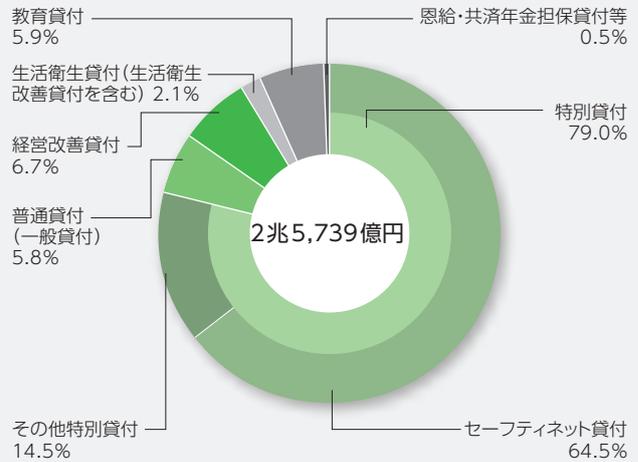
(注) 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。

2 融資実績の内訳

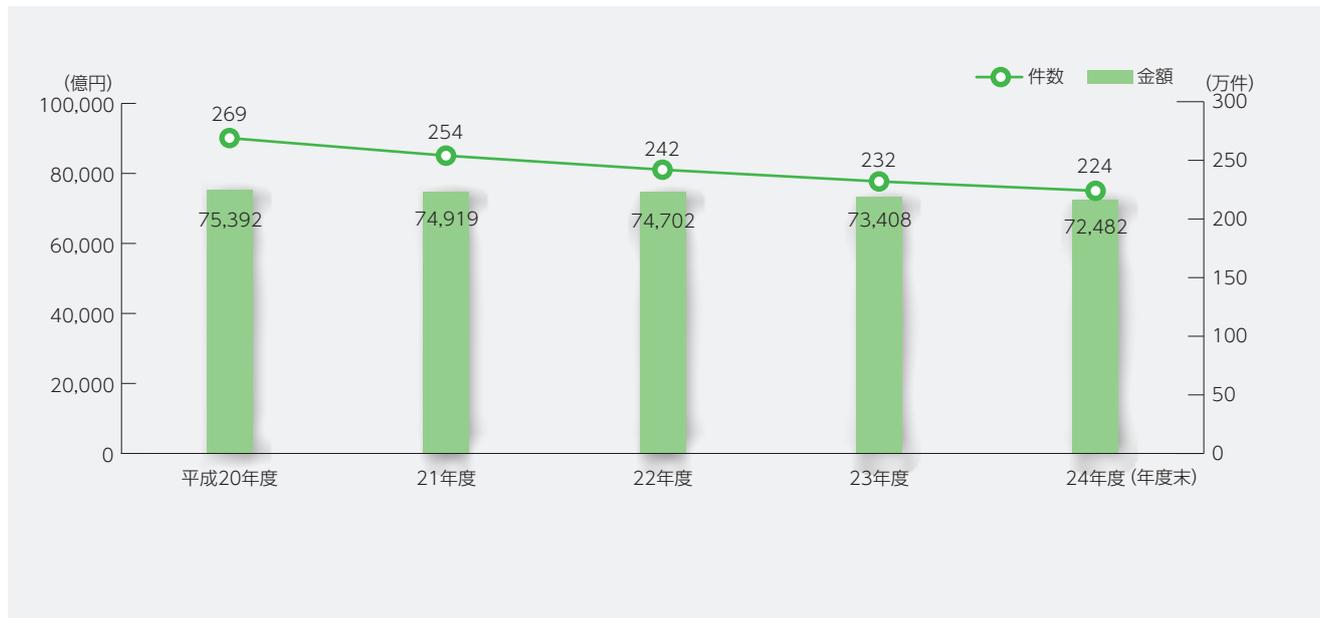
▼ 件数 (平成24年度)



▼ 金額 (平成24年度)



3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳 (事業資金)

(単位:億円、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
製造業	7,641 (11.7)	7,996 (12.2)	7,956 (12.2)	7,824 (12.1)	7,647 (12.0)
卸売・小売業	15,604 (23.9)	15,722 (24.1)	15,916 (24.3)	15,825 (24.5)	15,612 (24.4)
飲食店、宿泊業	5,974 (9.1)	5,790 (8.9)	5,696 (8.7)	5,563 (8.6)	5,378 (8.4)
サービス業	13,585 (20.8)	13,704 (21.0)	14,139 (21.6)	14,177 (22.0)	14,304 (22.4)
建設業	9,921 (15.2)	10,195 (15.6)	10,252 (15.7)	9,971 (15.5)	9,684 (15.2)
その他	12,603 (19.3)	11,898 (18.2)	11,456 (17.5)	11,134 (17.3)	11,229 (17.6)
合計	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)	65,417 (100.0)	64,495 (100.0)	63,855 (100.0)

- (注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
 2. 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。
 3. ()内は、構成比です。

5 融資残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
飲食店関係営業	2,641 (48.2)	2,338 (47.6)	2,079 (47.0)	1,832 (46.4)	1,659 (46.6)
旅館業	1,157 (21.1)	1,049 (21.4)	952 (21.5)	855 (21.6)	735 (20.7)
美容業	760 (13.9)	699 (14.2)	655 (14.8)	611 (15.5)	587 (16.5)
理容業	429 (7.8)	377 (7.7)	333 (7.5)	291 (7.4)	256 (7.2)
浴場業	280 (5.1)	256 (5.2)	231 (5.2)	206 (5.2)	181 (5.1)
クリーニング業	135 (2.5)	120 (2.5)	108 (2.4)	98 (2.5)	89 (2.5)
食肉販売業	37 (0.7)	33 (0.7)	30 (0.7)	35 (0.9)	31 (0.9)
興行場営業	24 (0.4)	24 (0.5)	23 (0.5)	18 (0.5)	15 (0.4)
その他	12 (0.2)	12 (0.3)	12 (0.3)	3 (0.1)	2 (0.1)
合計	5,481 (100.0)	4,912 (100.0)	4,427 (100.0)	3,952 (100.0)	3,559 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

6 融資残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
運転	35,709 (54.7)	39,998 (61.2)	42,929 (65.6)	43,815 (67.9)	43,478 (68.1)
設備	29,621 (45.3)	25,310 (38.8)	22,487 (34.4)	20,679 (32.1)	20,376 (31.9)
合計	65,331 (100.0)	65,308 (100.0)	65,417 (100.0)	64,495 (100.0)	63,855 (100.0)

(注) 1. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
2. ()内は、構成比です。

7 融資先企業数

(単位:企業)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
融資先企業数	1,135,110	1,084,043	1,030,910	989,697	958,282

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

8 1企業あたりの平均融資残高

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1企業あたりの平均融資残高	5,755	6,024	6,345	6,516	6,663

(注) 普通貸付及び生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの融資残高

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
教育貸付	9,749	9,326	9,035	8,694	8,437
恩給・共済年金担保貸付	301	275	243	213	185

10 融資金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
300万円以下	115,962 (36.4)	106,525 (31.2)	105,367 (33.1)	91,472 (32.8)	91,091 (33.0)
300万円超500万円以下	69,891 (21.9)	66,327 (19.4)	61,391 (19.3)	54,851 (19.7)	51,811 (18.8)
500万円超800万円以下	47,169 (14.8)	51,267 (15.0)	44,721 (14.0)	38,434 (13.8)	37,587 (13.6)
800万円超	85,615 (26.9)	117,463 (34.4)	106,862 (33.6)	94,022 (33.7)	95,513 (34.6)
合計	318,637 (100.0)	341,582 (100.0)	318,341 (100.0)	278,779 (100.0)	276,002 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付及び生活衛生貸付の合計の内訳です。
3. ()内は構成比です。

11 融資金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
4人以下	207,975 (65.3)	221,528 (64.8)	209,917 (65.9)	184,596 (66.2)	183,363 (66.4)
5人～9人	67,061 (21.0)	73,039 (21.4)	67,046 (21.1)	58,213 (20.9)	57,805 (20.9)
10人～19人	28,029 (8.8)	30,985 (9.1)	27,353 (8.6)	23,832 (8.5)	23,251 (8.4)
20人以上	15,546 (4.9)	16,008 (4.7)	14,010 (4.4)	12,132 (4.4)	11,575 (4.2)
合計	318,611 (100.0)	341,560 (100.0)	318,326 (100.0)	278,773 (100.0)	275,994 (100.0)

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
3. ()内は構成比です。

12 融資金の担保別内訳

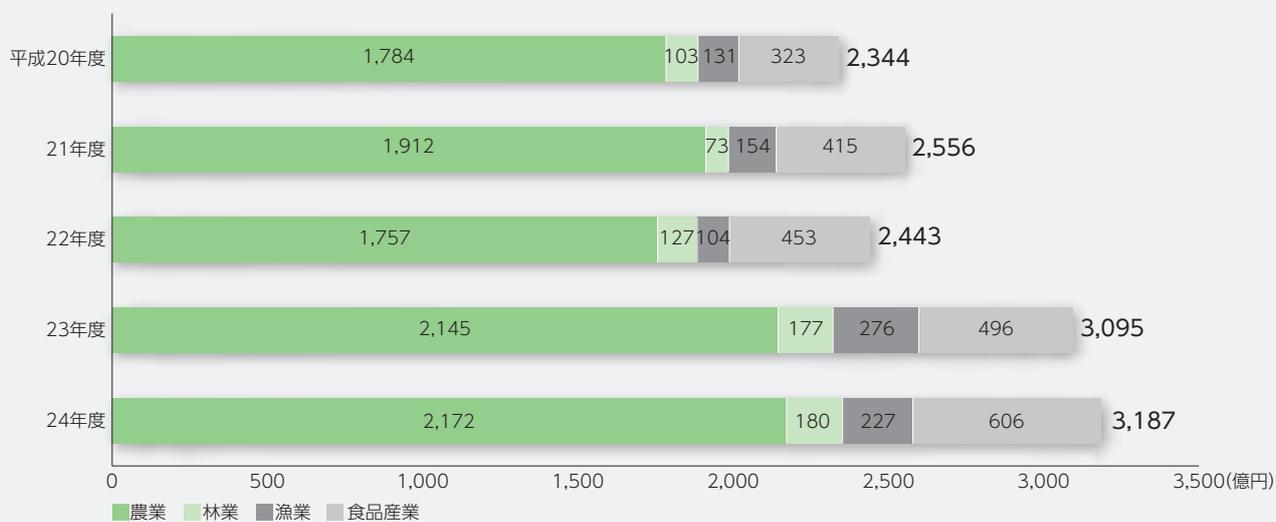
(単位:件、%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
無担保融資	256,390 (80.6)	267,088 (78.3)	245,023 (77.0)	215,024 (77.2)	204,363 (74.1)	
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	61,659 (19.4)	74,105 (21.7)	73,038 (23.0)	63,559 (22.8)	71,463 (25.9)
	有価証券	44 (0.0)	37 (0.0)	32 (0.0)	26 (0.0)	29 (0.0)
	信用保証協会	16 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	その他	3 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)
合計	318,112 (100.0)	341,231 (100.0)	318,094 (100.0)	278,610 (100.0)	275,855 (100.0)	

(注) 1. 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。
2. 普通貸付(直接扱)及び生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。
3. ()内は構成比です。
4. 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」及び「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

農林水産事業

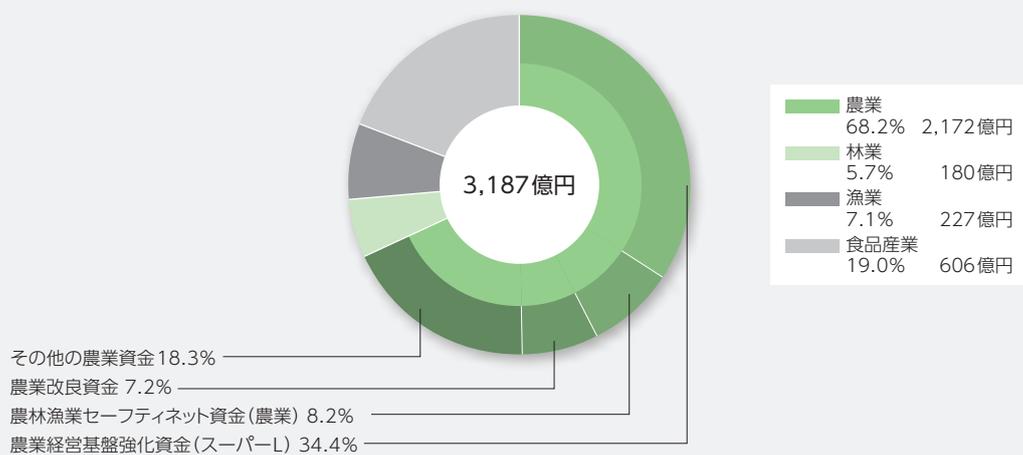
1 融資実績の推移



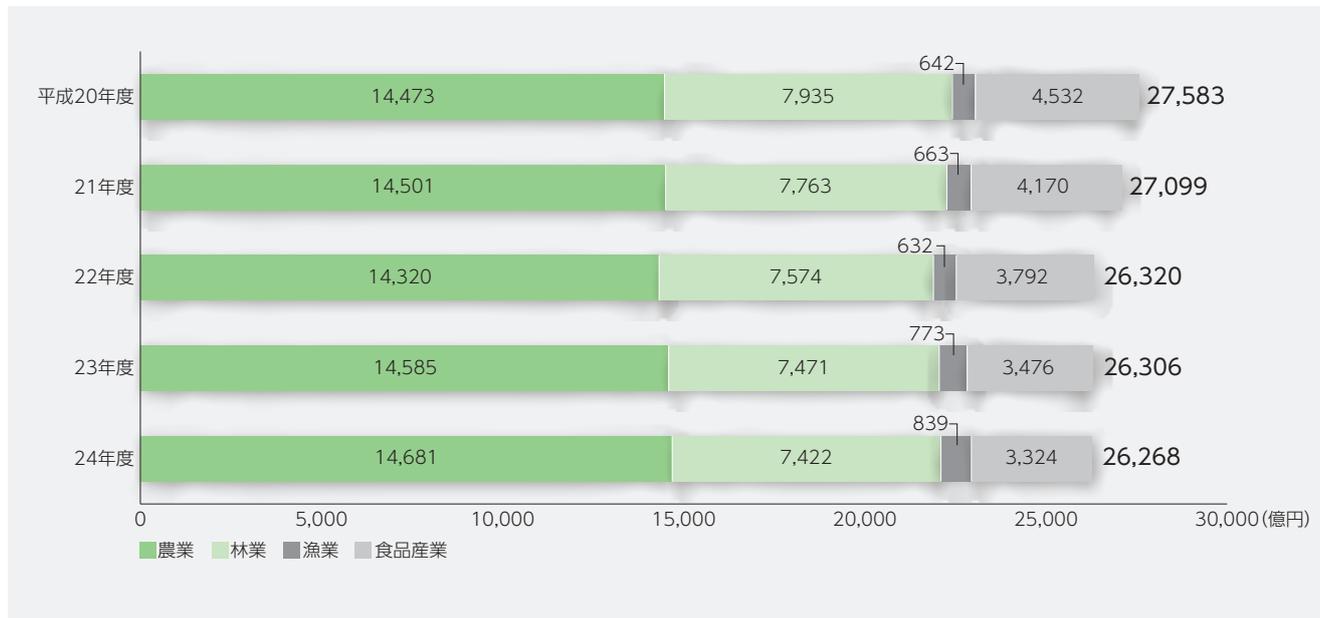
(注) 平成20年9月までは、農林漁業金融公庫の計数です。

2 融資実績の内訳

▼ 金額 (平成24年度)

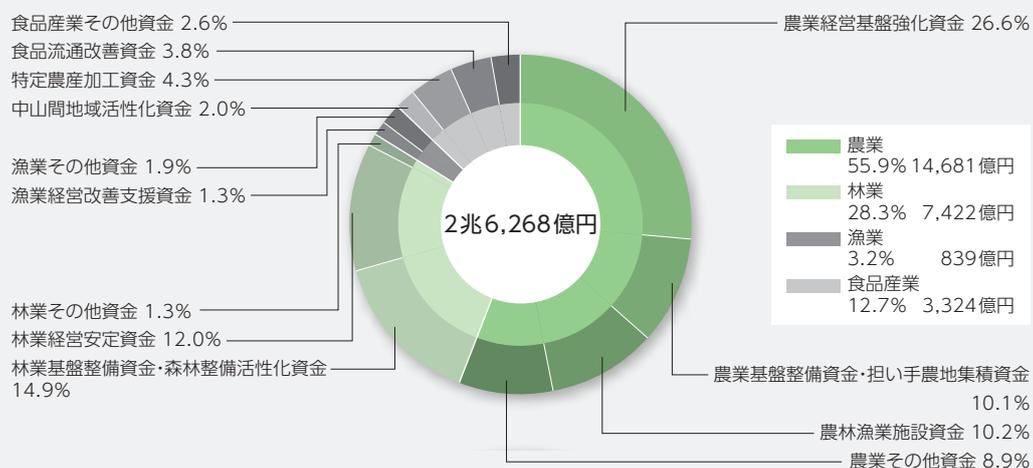


3 融資残高の推移

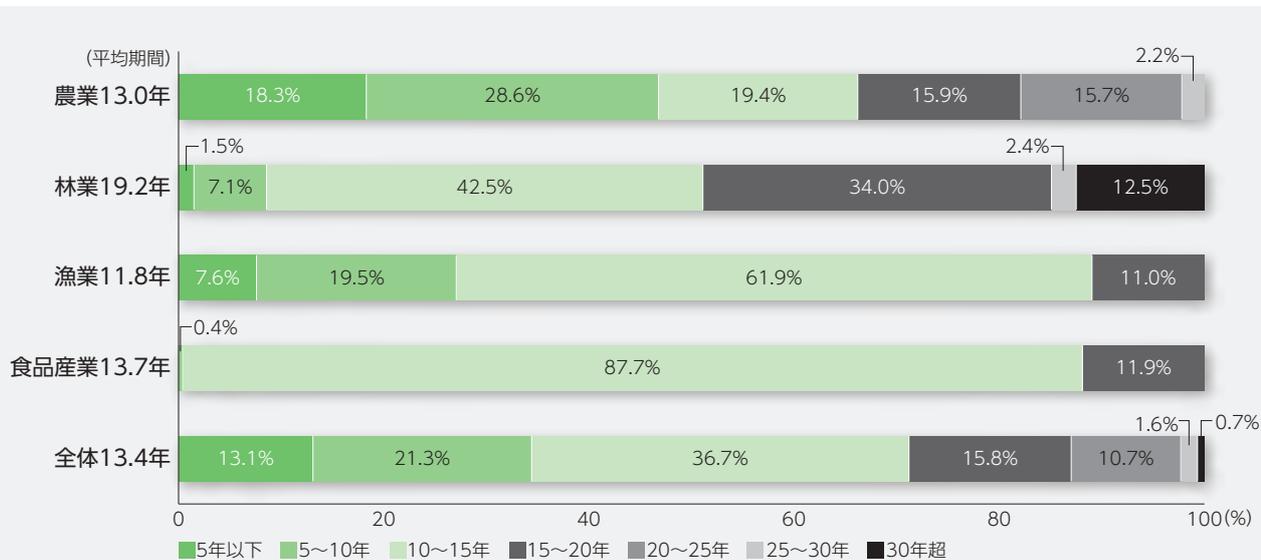


4 融資残高の業種別・資金使途別内訳

▼ 金額 (平成24年度)



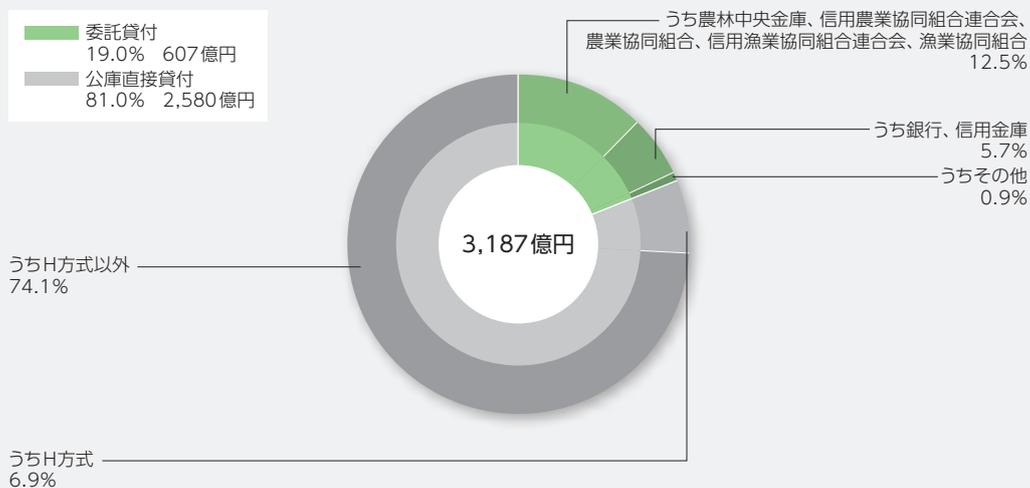
5 償還期間別の融資状況(平成24年度)



(注) 貸付金額により集計しています。

6 取扱金融機関別の融資状況

▼ 金額(平成24年度)

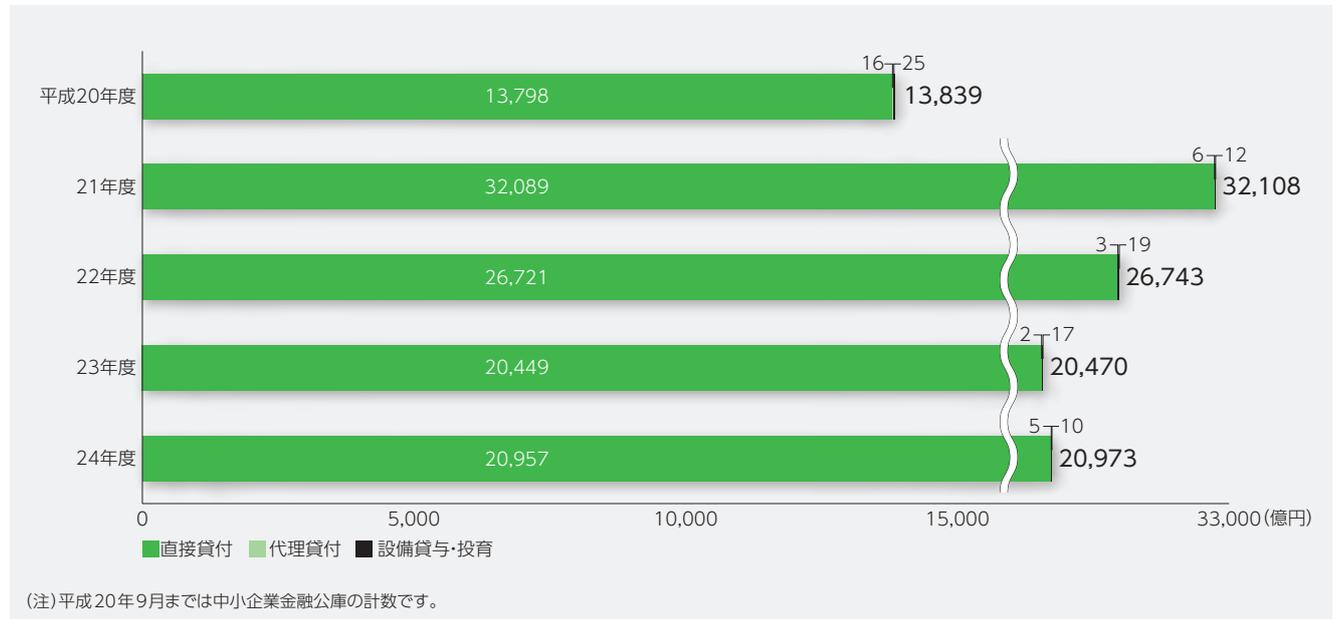


(注) H方式とは、公庫直接貸付の事務の一部を農業協同組合や銀行、信用金庫などに委託する貸付方式です。

中小企業事業

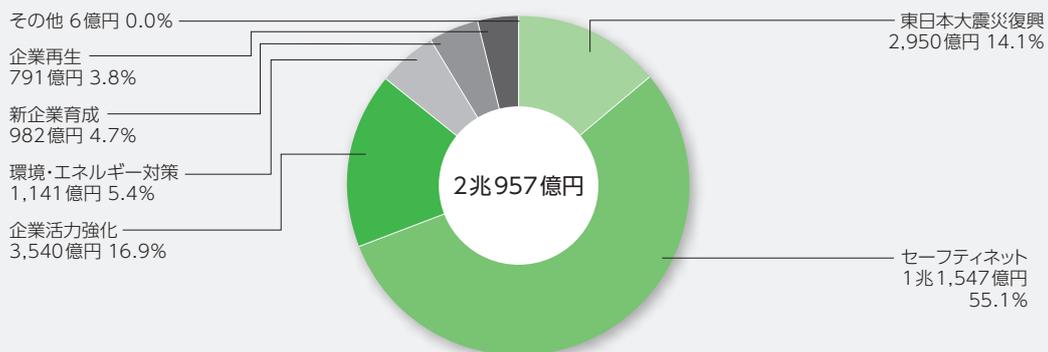
I. 融資業務

1 融資実績の推移



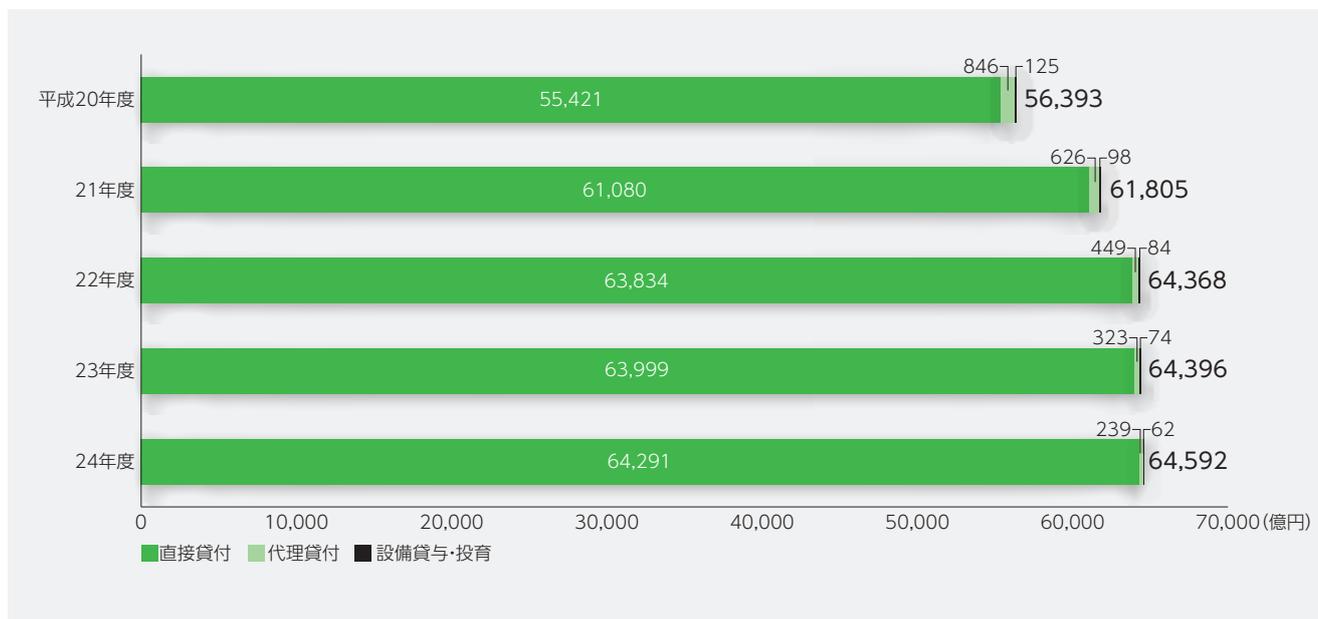
2 融資実績の内訳

▼ 金額 (平成24年度)



(注)貸付には、社債を含みます。総貸付実績から代理貸付、設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

3 融資残高の推移



4 融資残高の業種別内訳

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
製造業	27,489 (48.9)	30,073 (48.7)	31,371 (48.8)	31,328 (48.7)	31,323 (48.5)
建設業	2,961 (5.3)	3,281 (5.3)	3,299 (5.1)	3,270 (5.1)	3,203 (5.0)
物品販売業	8,963 (15.9)	10,254 (16.6)	10,890 (16.9)	10,988 (17.1)	10,979 (17.0)
運輸・情報通信業	4,817 (8.6)	5,400 (8.8)	5,689 (8.8)	5,808 (9.0)	5,916 (9.2)
サービス業	6,497 (11.5)	6,547 (10.6)	6,868 (10.7)	6,972 (10.8)	6,856 (10.6)
その他	5,541 (9.8)	6,151 (10.0)	6,164 (9.6)	5,953 (9.3)	6,250 (9.7)
合計	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)	64,283 (100.0)	64,322 (100.0)	64,530 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

5 融資残高の用途別内訳

(単位:億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
運転	26,187 (46.5)	36,009 (58.4)	40,433 (62.9)	42,214 (65.6)	41,990 (65.1)
設備	30,080 (53.5)	25,697 (41.6)	23,850 (37.1)	22,107 (34.4)	22,540 (34.9)
合計	56,268 (100.0)	61,706 (100.0)	64,283 (100.0)	64,322 (100.0)	64,530 (100.0)

(注) 1. 融資残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

2. ()内は構成比です。

6 融資先企業数

(単位:企業)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
融資先企業数	44,519	46,139	46,330	46,599	47,282

(注)直接貸付先数です。

7 1企業あたりの平均融資残高

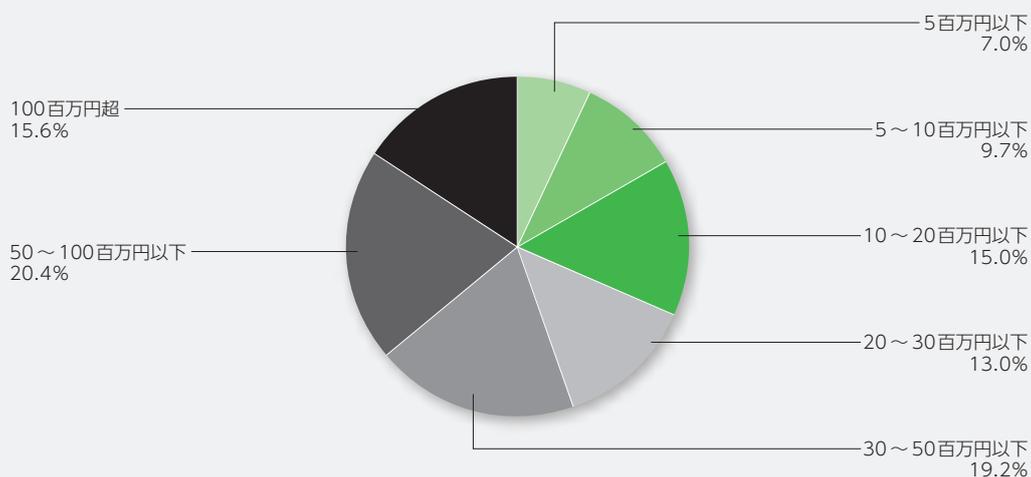
(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1企業あたりの平均融資残高	124	132	137	137	135

(注)直接貸付先数に係る平均融資残高です。

8 融資金額別の融資割合

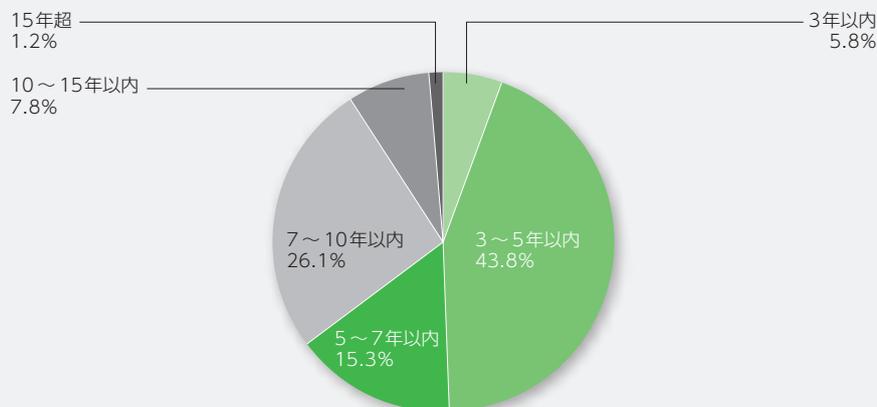
▼ 融資割合(内訳) (平成24年度)



(注)件数構成比。融資には、社債を含みます。

9 融資期間別の融資割合

▼ 融資割合(内訳) (平成24年度)



(注)金額構成比。融資には、社債を含みます。

II. 信用保険業務

(単位:億円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	134,399	111,313	93,662
信用保証協会貸付	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	—	—
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	356,577	349,136	324,710
信用保証協会貸付	—	—	—
破綻金融機関等関連特別保険等	1	1	0
機械類信用保険 ^(注)	430	198	62

(注)機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

III. 証券化支援業務

(単位:億円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度
貸付債権元本総額			
買取型 ^(注1)	33	—	—
保証型 ^(注2)	—	—	—
信託受益権等保有残高^(注3)、保証債務残高			
買取型(信託受益権等保有残高)	14	11	3
保証型(保証債務残高)	2	1	1

(注1)買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

(注2)保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

(注3)信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

危機対応等円滑化業務

危機対応円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成20年度下期	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	14,301	38,693	4,052	11,534	7,337
貸付け等	11,303	35,294	4,052	11,534	7,337
CP取得	2,998	3,398	-	-	-
損害担保	3,451	18,119	18,933	17,398	14,702
貸付け等	3,451	17,819	18,933	17,398	14,702
CP取得	-	-	-	-	-
出資	-	300	-	-	-
利子補給	-	-	3	24	78

- (注) 1. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行、商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
 2. 損害担保のうち、
 貸付け等の実績は、指定金融機関が平成25年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、日本公庫が平成25年5月10日までに補償応諾した引受金額です。
 出資(産活法関連)の実績は、日本公庫が補償応諾して指定金融機関が平成25年3月末までに出資を履行した引受金額です。
 3. 利子補給の実績は、指定金融機関が平成24年9月末までに行った貸付け等を対象に、日本公庫が指定金融機関に交付した利子補給金額です(各年10月1日から翌年3月31日までの期間を対象に6月10日までに、各年4月1日から9月30日までの期間を対象に12月10日までに支給)。

特定事業促進円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	200	13	78

- (注) 1. 特定事業促進円滑化業務は、平成22年8月16日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

事業再構築等促進円滑化業務の実績

(単位:億円)

	平成23年度	平成24年度
ツーステップ・ローン	-	250

- (注) 1. 事業再構築等促進円滑化業務は、平成23年7月1日に業務を開始しました。
 2. ツーステップ・ローンの実績は、日本公庫が平成25年3月末までに指定金融機関(日本政策投資銀行)へ貸付実行した貸付金額です。

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	4,083,438	借入金	16,904,622
現金	72	借入金	16,904,622
預け金	4,083,366	社債	2,359,261
有価証券	270,922	寄託金	36,498
国債	268,054	保険契約準備金	1,622,928
社債	465	その他負債	43,769
株式	2,030	未払費用	24,311
その他の証券	372	前受収益	6,613
貸出金	21,232,320	リース債務	3,565
証書貸付	21,232,320	その他の負債	9,279
その他資産	63,667	賞与引当金	3,913
前払費用	4,192	役員賞与引当金	16
未収収益	26,910	退職給付引当金	196,918
代理店貸	2,392	役員退職慰労引当金	105
その他の資産	30,171	補償損失引当金	65,512
有形固定資産	204,458	支払承諾	3,126
建物	57,015	負債の部合計	21,236,672
土地	143,472	(純資産の部)	
リース資産	2,099	資本金	3,455,015
建設仮勘定	777	資本剰余金	2,178,432
その他の有形固定資産	1,093	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	14,885	資本準備金	1,996,932
ソフトウェア	3,587	利益剰余金	△ 1,448,974
リース資産	1,272	利益準備金	2,655
その他の無形固定資産	10,025	その他利益剰余金	△ 1,451,630
支払承諾見返	3,126	繰越利益剰余金	△ 1,451,630
貸倒引当金	△ 451,674	株主資本合計	4,184,472
資産の部合計	25,421,145	純資産の部合計	4,184,472
		負債及び純資産の部合計	25,421,145

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	665,597
資金運用収益	340,552
貸出金利息	335,800
有価証券利息配当金	1,168
買現先利息	16
預け金利息	3,566
その他の受入利息	0
役員取引等収益	3,566
損害担保補償料	3,525
その他の役員収益	41
保険引受収益	268,432
保険料	146,345
責任共有負担金収入	17,742
保険契約準備金戻入額	104,343
政府補給金収入	46,333
一般会計より受入	46,313
特別会計より受入	20
その他経常収益	6,712
償却債権取立益	2,387
株式等売却益	0
その他の経常収益	4,324
経常費用	951,453
資金調達費用	156,085
コールマネー利息	153
借入金利息	127,759
社債利息	25,199
その他の支払利息	2,973
役員取引等費用	16,549
損害担保補償金	11,091
その他の役員費用	5,457
保険引受費用	495,694
保険金	615,973
回収金	△ 120,278
その他業務費用	8,660
国債等債券償却	16
社債発行費償却	812
利子補給金	7,827
その他の業務費用	4
営業経費	112,906
その他経常費用	161,557
貸倒引当金繰入額	128,746
補償損失引当金繰入額	14,981
貸出金償却	12,731
株式等償却	39
その他の経常費用	5,058
経常損失	285,856
特別利益	634
固定資産処分益	634
特別損失	1,046
固定資産処分損	369
減損損失	676
当期純損失	286,268

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		利益剰余金合計	
資本金		当期首残高	△ 1,464,063
当期首残高	3,075,709	当期変動額	
当期変動額		資本準備金の取崩(欠損填補)	301,357
新株の発行	379,306	当期純損失(△)	△ 286,268
当期変動額合計	379,306	当期変動額合計	15,088
当期末残高	3,455,015	当期末残高	△ 1,448,974
資本剰余金		株主資本合計	
経営改善資金特別準備金		当期首残高	3,847,885
当期首残高	181,500	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	622,856
当期変動額合計	-	当期純損失(△)	△ 286,268
当期末残高	181,500	当期変動額合計	336,587
資本準備金		当期末残高	4,184,472
当期首残高	2,054,739	純資産合計	
当期変動額		当期首残高	3,847,885
新株の発行	243,550	当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 301,357	新株の発行	622,856
当期変動額合計	△ 57,807	当期純損失(△)	△ 286,268
当期末残高	1,996,932	当期変動額合計	336,587
資本剰余金合計		当期末残高	4,184,472
当期首残高	2,236,239		
当期変動額			
新株の発行	243,550		
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 301,357		
当期変動額合計	△ 57,807		
当期末残高	2,178,432		
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高	2,655		
当期変動額			
当期変動額合計	-		
当期末残高	2,655		
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高	△ 1,466,719		
当期変動額			
資本準備金の取崩(欠損填補)	301,357		
当期純損失(△)	△ 286,268		
当期変動額合計	15,088		
当期末残高	△ 1,451,630		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は355,407百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

① 責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

② 支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 関係会社の株式総額2,030百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定25,295百万円、農林水産業者向け業務勘定19,973百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定16,619百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定147,286百万円、農林水産業者向け業務勘定72,968百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定557,793百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定97百万円及び農林水産業者向け業務勘定2,304百万円あります。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定555,662百万円、農林水産業者向け業務勘定27,603百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定71,292百万円あります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定、危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定728,342百万円、農林水産業者向け業務勘定122,849百万円及び中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定645,705百万円あります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。
なお、当事業年度末における未実行残高は164,109百万円あります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を社債2,359,261百万円の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 14,353百万円
- 偶発債務
当公庫は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
財投機関債 170,000百万円
政府保証外債 892,905百万円
- 損害担保契約の補償引受額
補償引受残高(87,852件) 2,757,556百万円
補償損失引当金 65,512百万円
差引額 2,692,044百万円
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残高があるときは、その残高の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 4物件	土地、建物、その他の有形固定資産	0
その他	遊休資産 31物件	土地、建物	676

当公庫の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグループは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	9,751,486,407,741	622,856,000,000	-	10,374,342,407,741

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 622,856,000,000株

2. 株式会社国際協力銀行法に基づき、平成24年4月1日に株式会社国際協力銀行が成立し、同日付で、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が株式会社国際協力銀行に移管されるとともに、当公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務に係る前事業年度末の資本金の額と準備金の額を減少させております。

このため、株主資本等変動計算書の当期首残高は前期末残高より、資本金1,291,000百万円、利益準備金772,007百万円、繰越利益剰余金52,573百万円、利益剰余金合計824,580百万円、株主資本合計2,115,580百万円、その他有価証券評価差額金△1,825百万円、繰延ヘッジ損益181,089百万円、評価・換算差額等合計179,263百万円及び純資産合計2,294,844百万円を控除しており、前期末残高と当期首残高の間には連続性が無くなっております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

国民一般向け業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っています。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っています。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。

農林水産業者向け業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っています。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補充して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っています。

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っています。

信用保険等業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っています。

危機対応円滑化業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等(出資を含む。)に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの)、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っています。これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

特定事業等促進円滑化業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化に資するため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っています。この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しており、各業務勘定の保有する金融資産及び金融負債の内容及びそのリスク等は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化する等与信先が増加したり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務を行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出金の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

ホ 信用保険等業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

(イ) 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

(ロ) 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ハ 危機対応円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

ト 特定事業等促進円滑化業務勘定

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務及び事業再構築等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

(ロ) 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

(ハ) 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

各業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 国民一般向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i) 個別与信管理、(ii) 自己査定、(iii) 信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長を議長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性及び事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は13,160百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,902百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

□ 農林水産業者向け業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化もを行い、内部管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、2,274百万円減少するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、1,327百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検証し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部店が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っています。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

(ロ) 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は30,333百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,848百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

二 中小企業者向け証券化支援買取業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は88百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、429百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

ホ 信用保険等業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当業務では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

(ロ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

ヘ 危機対応円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

ト 特定事業等促進円滑化業務

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

(イ) 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、監査部門による監査を受けております。

(ロ) 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注3)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	4,083,438	4,083,787	348
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	268,204	269,447	1,242
(3) 貸出金	21,116,796		
貸倒引当金 ^(*)	△401,753		
	20,715,043	21,442,240	727,196
資産計	25,066,686	25,795,474	728,787
(1) 借入金	16,763,007	17,091,834	328,827
(2) 社債	2,359,261	2,411,436	52,175
負債計	19,122,268	19,503,271	381,002

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。ただし、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定及び危機対応円滑化業務勘定における債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、次により算定しております。

イ 国民一般向け業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ロ 農林水産業者向け業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

ハ 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

ニ 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定及び信用保険等業務勘定

該当ありません。

ホ 危機対応円滑化業務勘定及び特定事業等促進円滑化業務勘定

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積ることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりです。

補償引受残高 2,757,556百万円
補償損失引当金 65,512百万円

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」、「資産(3) 貸出金」及び「負債(1) 借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①非上場株式 ^{(*)1}	2,030
②社債(特定資産担保証券) ^{(*)2}	315
③その他の証券(信託受益権) ^{(*)2}	372
④証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)3}	115,523
⑤一般会計借入金 ^{(*)4}	131,300
⑥産業投資借入金 ^{(*)5}	10,314
合計	259,856

(*)1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当公庫が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当公庫は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*)3 挑戦支援資本強化特別制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)4 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)5 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	4,083,366	—	—	—	—	—
有価証券 ^{(*)2} 満期保有目的の債券	247,108	41	20,983	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	4,160,742	7,333,769	4,405,285	2,150,092	1,482,632	1,351,109
合計	8,491,217	7,333,811	4,426,268	2,150,092	1,482,632	1,351,109

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない348,688百万円は含めておりません。

(注5) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	3,793,322	6,307,916	3,305,748	1,445,318	1,156,070	764,945
社債	656,000	853,000	496,000	160,000	85,000	110,000
合計	4,449,322	7,160,916	3,801,748	1,605,318	1,241,070	874,945

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,069	22,311	1,242
	社債	150	150	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	246,984	246,984	—
	小計	247,135	247,135	—
合計		268,204	269,447	1,242

3. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成25年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

4. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	592,320	592,320	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券	
社債	315
その他	
非上場国内証券	372
合計	688

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△305,063
年金資産 (B)	70,409
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△234,653
未認識過去勤務債務 (D)	△2,962
未認識数理計算上の差異 (E)	40,697
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△196,918
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△196,918

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	6,740
利息費用	5,163
期待運用収益	△1,258
過去勤務債務の費用処理額	△392
数理計算上の差異の費用処理額	448
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	10,701

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 2,030百万円
 持分法を適用した場合の投資の金額 1,791百万円
 持分法を適用した場合の投資損失の金額 2百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1,2)	被所有 直接97.85%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	574,557	—	—
				政府補給金収入	11,491	—	—
				資金の受入 ^(注4)	3,755,599	借入金	16,711,154
				借入金の返済	3,797,498		
				借入金利息の支払	130,730	未払費用	18,517
				資金の預託 ^(注5)	8,640,400	預け金	3,073,000
				資金の払戻	8,804,300		
社債への被保証 ^(注6)	1,502,311	—	—				

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

厚生労働省(厚生労働大臣) 0.03%
 農林水産省(農林水産大臣) 0.15%
 経済産業省(経済産業大臣) 1.97%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 7,699百万円
 経済産業省 増資の引受 40,600百万円
 厚生労働省 政府補給金収入 1,564百万円
 農林水産省 政府補給金収入 15,294百万円
 経済産業省 政府補給金収入 67百万円
 資源エネルギー庁 政府補給金収入 6百万円
 中小企業庁 政府補給金収入 17,908百万円
 農林水産省 借入金の返済 9,646百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1,3)	—	—
					1,085,000 ^(注2,3)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当公庫の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当公庫が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円40銭

1株当たりの当期純損失金額 0円2銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

国民生活事業 国民一般向け業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	57,586	借入金	5,543,374
現金	67	借入金	5,543,374
預け金	57,518	社債	829,874
貸出金	7,001,783	その他負債	14,501
証書貸付	7,001,783	未払費用	7,742
その他資産	14,230	リース債務	1,771
前払費用	1,148	その他の負債	4,986
未収収益	7,663	賞与引当金	2,414
代理店貸	1,367	役員賞与引当金	5
その他の資産	4,051	退職給付引当金	122,917
有形固定資産	99,604	役員退職慰労引当金	44
建物	28,412	負債の部合計	6,513,132
土地	68,694	(純資産の部)	
リース資産	1,276	資本金	949,207
建設仮勘定	724	資本剰余金	181,500
その他の有形固定資産	496	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	6,546	利益剰余金	△ 620,071
ソフトウェア	1,759	その他利益剰余金	△ 620,071
リース資産	386	繰越利益剰余金	△ 620,071
その他の無形固定資産	4,400	株主資本合計	510,635
貸倒引当金	△ 155,983	純資産の部合計	510,635
資産の部合計	7,023,768	負債及び純資産の部合計	7,023,768

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	159,123
資金運用収益	141,501
貸出金利息	141,492
買現先利息	3
預け金利息	5
その他の受入利息	0
役務取引等収益	4
その他の役務収益	4
政府補給金収入	16,598
一般会計より受入	16,598
特別会計より受入	0
その他経常収益	1,018
償却債権取立益	113
その他の経常収益	905
経常費用	160,203
資金調達費用	33,055
コールマネー利息	38
借入金利息	25,919
社債利息	7,098
その他の支払利息	0
役務取引等費用	921
その他の役務費用	921
その他業務費用	359
社債発行費償却	359
営業経費	66,752
その他経常費用	59,114
貸倒引当金繰入額	49,237
貸出金償却	9,490
その他の経常費用	385
経常損失	1,079
特別利益	633
固定資産処分益	633
特別損失	920
固定資産処分損	243
減損損失	676
当期純損失	1,366

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	884,893
当期変動額	
新株の発行	64,314
当期変動額合計	64,314
当期末残高	949,207
資本剰余金	
経営改善資金特別準備金	
当期首残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	181,500
資本剰余金合計	
当期首残高	181,500
当期変動額	
当期変動額合計	-
当期末残高	181,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 618,705
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 1,366
当期変動額合計	△ 1,366
当期末残高	△ 620,071
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 618,705
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 1,366
当期変動額合計	△ 1,366
当期末残高	△ 620,071
株主資本合計	
当期首残高	447,687
当期変動額	
新株の発行	64,314
当期純損失(△)	△ 1,366
当期変動額合計	62,947
当期末残高	510,635
純資産合計	
当期首残高	447,687
当期変動額	
新株の発行	64,314
当期純損失(△)	△ 1,366
当期変動額合計	62,947
当期末残高	510,635

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当公庫は、法人税法（昭和40年法律第34号）の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は230,826百万円であります。

債権額から直接減額したのものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は25,295百万円、延滞債権額は147,286百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は97百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は555,662百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は728,342百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することとはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は16,039百万円であります。

6. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、国民一般向け業務勘定の発行する社債は829,874百万円）の一般担保に供しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 9,581百万円

8. 偶発債務

国民一般向け業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、国民一般向け業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 170,000百万円

政府保証外債 892,905百万円

9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 3物件	土地	0
その他	遊休資産 30物件	土地、建物	676

国民一般向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグループは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,066,393,000,000	64,314,000,000	—	1,130,707,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 64,314,000,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、小口主体の事業資金融資及び教育資金融資等の業務を行っております。これらの業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行によって資金調達を行っております。これらの金融資産及び金融負債について、金利変動による不利な影響が生じないように、当業務では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に国内の小企業等に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定においては、事業資金融資、教育資金融資等の業務を行っており、これらの業務における与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当業務勘定では、融資審査時の適正な融資判断、融資後の債務者の実態に応じたきめ細やかな債権管理を行っているほか、統計手法を用いた管理の導入等、管理手法の高度化に努めております。また、与信ポートフォリオは小口の事業資金、小口の教育資金で構成されており、特定の地域や業種等への与信集中はなく、リスク分散が図られております。しかしながら、今後の経済動向等、与信先を取り巻く環境の変化によっては、信用状況が悪化するや与信先が増えたり、貸出条件緩和等の金融支援を求められたりすることなどにより、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針をとっておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、日々の資金繰りに備え、複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど適切な対策をしており、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、融資業務・債権管理業務に関する諸規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、(i)個別与信管理、(ii)自己査定、(iii)信用リスク計量化により、貸出金の信用リスクを管理する体制を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、各支店のほか審査企画部、リスク管理部等により行われ、定期的に事業本部長とした事業運営会議を開催し、審議・報告を行っております。

具体的な管理方法は次のとおりです。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資審査にあたり、融資対象としての適格性、資金使途の妥当性並びに事業者等の収益性及び維持力といった財務状況はもとより、技術力、販売力、事業の将来性、事業者等の資質等についても検討し、適正な融資判断に努めております。

また、融資後の債権管理にあたっては、今後の事業見通しや返済能力等の把握を行い、実態に応じたきめ細かな管理に努めております。

(ii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による一次査定、審査室による二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iii) 信用リスク計量化

当業務では、長年にわたり蓄積された信用供与先との取引データ分析に基づき信用スコアリングモデルを開発し、平成19年度から、信用供与先に対し信用スコアの付与を始め、平成20年度から審査手続や与信ポートフォリオのモニタリングに活用しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

また、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、ポートフォリオが小口分散されているという当業務の特徴を踏まえた手法により、信用リスクの計量化に取り組んでおります。

ロ 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務では、マチュリティアラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、社債発行年限の多様化等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は13,160百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、13,902百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債など長期・安定的な資金を確保しているほか、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備え複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	57,586	57,586	—
(2)貸出金	7,001,707		
貸倒引当金 ^(*)	△155,802		
	6,845,905	7,011,123	165,217
資産計	6,903,492	7,068,709	165,217
(1)借入金	5,412,061	5,448,521	36,460
(2)社債	829,874	839,785	9,910
負債計	6,241,935	6,288,306	46,371

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、要管理先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)1}	76
②一般会計借入金 ^{(*)2}	131,300
③産業投資借入金 ^{(*)3}	13
合計	131,389

(*)1 挑戦支援資本強化特例制度を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)2 一般会計借入金については、償還期限の定めはなく、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*)3 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	57,518	—	—	—	—	—
貸出金 ^{(*)2}	1,570,245	2,605,572	1,549,161	642,134	303,708	158,292
合計	1,627,764	2,605,572	1,549,161	642,134	303,708	158,292

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない172,667百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金 ^(*)	1,725,734	2,397,924	1,015,224	159,412	97,379	16,400
社債	280,000	350,000	140,000	50,000	10,000	—
合計	2,005,734	2,747,924	1,155,224	209,412	107,379	16,400

(*) 借入金のうち、償還期限の定めのない一般会計借入金131,300百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	20,000	20,000	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

		当事業年度末(百万円)
退職給付債務	(A)	△188,682
年金資産	(B)	43,249
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	△145,433
未認識過去勤務債務	(D)	△1,725
未認識数理計算上の差異	(E)	24,240
貸借対照表計上額純額	(F)=(C)+(D)+(E)	△122,917
前払年金費用	(G)	—
退職給付引当金	(H)=(F)-(G)	△122,917

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4,182
利息費用	3,212
期待運用収益	△772
過去勤務債務の費用処理額	△217
数理計算上の差異の費用処理額	224
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	6,629

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の日から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1, 2)	被所有 直接99.72%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	64,314	—	—
				政府補給金収入	11,434	—	—
				資金の受入 ^(注4)	1,814,000	借入金	5,412,074
				借入金の返済	1,858,088		
				借入金利息の支払	25,919	未払費用	5,866
社債への被保証 ^(注5)	499,874	—	—				

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。
 厚生労働省(厚生労働大臣) 0.28%
 2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。
 厚生労働省 政府補給金収入 1,564百万円
 資源エネルギー庁 政府補給金収入 0百万円
 中小企業庁 政府補給金収入 3,600百万円
 3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
 4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。
 5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。
 6. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1, 3)	—	—
					300,000 ^(注2, 3)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
 2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
 3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
 4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円45銭
 1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

農林水産事業 農林水産業者向け業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	30,556	借入金	1,963,887
現金	1	借入金	1,963,887
預け金	30,554	社債	199,949
有価証券	2,030	寄託金	36,498
株式	2,030	その他負債	10,258
貸出金	2,531,463	未払費用	7,425
証書貸付	2,531,463	前受収益	2
その他資産	15,701	リース債務	180
前払費用	946	その他の負債	2,648
未収収益	12,946	賞与引当金	485
代理店貸	1,025	役員賞与引当金	5
その他の資産	783	退職給付引当金	23,352
有形固定資産	34,612	役員退職慰労引当金	26
建物	9,292	支払承諾	1,151
土地	24,987	負債の部合計	2,235,614
リース資産	156	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	176	資本金	363,122
無形固定資産	3,030	利益剰余金	2,655
ソフトウェア	783	利益準備金	2,655
リース資産	15	株主資本合計	365,777
その他の無形固定資産	2,231		
支払承諾見返	1,151		
貸倒引当金	△ 17,151	純資産の部合計	365,777
資産の部合計	2,601,392	負債及び純資産の部合計	2,601,392

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	63,928
資金運用収益	46,052
貸出金利息	46,033
買現先利息	4
預け金利息	14
その他の受入利息	0
役務取引等収益	13
その他の役務収益	13
政府補給金収入	15,256
一般会計より受入	15,242
特別会計より受入	13
その他経常収益	2,606
償却債権取立益	2,106
その他の経常収益	499
経常費用	63,882
資金調達費用	39,091
コールマネー利息	1
借入金利息	32,208
社債利息	3,908
その他の支払利息	2,973
役務取引等費用	4,431
その他の役務費用	4,431
その他業務費用	85
社債発行費償却	85
営業経費	15,293
その他経常費用	4,980
貸倒引当金繰入額	4,843
貸出金償却	123
その他の経常費用	13
経常利益	46
特別損失	46
固定資産処分損	46
減損損失	0
当期純利益	-

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	341,863
当期変動額	
新株の発行	21,259
当期変動額合計	21,259
当期末残高	363,122
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	2,655
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	2,655
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
利益剰余金合計	
当期首残高	2,655
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	2,655
株主資本合計	
当期首残高	344,518
当期変動額	
新株の発行	21,259
当期純利益	—
当期変動額合計	21,259
当期末残高	365,777
純資産合計	
当期首残高	344,518
当期変動額	
新株の発行	21,259
当期純利益	—
当期変動額合計	21,259
当期末残高	365,777

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,742百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額2,030百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は19,973百万円、延滞債権額は72,968百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,304百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は27,603百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,849百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は80,808百万円であります。

7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、農林水産業者向け業務勘定の発行する社債は199,949百万円）の一般担保に供しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,309百万円

9. 偶発債務

農林水産業者向け業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、農林水産業者向け業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	170,000百万円
政府保証外債	892,905百万円

10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
その他	遊休資産 1物件	土地	0

農林水産業者向け業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、当事業年度末における回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のグループビニングは、各資産を各々独立した単位としております。

また、回収可能価額の算定は正味売却価額によっており、正味売却価額は原則として不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	341,863,000,000	21,259,000,000	-	363,122,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 21,259,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておられません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、農林漁業者や食品の製造等の事業を営む者に対し、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給の確保に資する事業について、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、長期かつ低利の資金の供給を主な業務として行っております。当該業務を行うため、財政融資資金の借入のほか、社債の発行等によって資金調達を行っております。このような金融資産及び金融負債を有しているため、これらに伴うリスクを総合的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に農林漁業及び食品産業に対する貸出金であり、金融負債は、主に借入金、社債及び寄託金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、農林漁業及び食品産業向けの与信業務を行っており、与信先の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

このため、適切な融資審査及び期中管理の実行により、資産の健全性の維持・向上に努めております。

しかし、融資先の大多数を占める農林漁業は、零細経営が多く、気象災害などの自然条件の制約を受け易いという特徴を有しているため、今後の情勢によっては、当業務の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせること等により、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、農林漁業政策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの特性があり、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は(i)個別与信管理、(ii)信用格付、(iii)自己査定及び(iv)信用リスク計量化により、信用リスクを適切に管理しております。

(i) 個別与信管理

当業務では、融資にあたって、融資対象としての適格性、融資条件の妥当性、事業の長期的見通しを踏まえた返済の確実性について審査します。特に、返済の確実性については、業種(農林漁業等)のリスク特性を十分踏まえた審査基準の下、対象者の信用力、投資リスク及び投資効果を精査し、収支・償還計画の実現可能性及び融資条件の適切性を総合的に勘案して返済可能性を検証・確認しております。

また、顧客の経営状況の継続的な把握に努め、積極的かつ丁寧な支援活動に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上を図っております。

(ii) 信用格付

当業務では、信用格付により、経営悪化が懸念される顧客を早期に発見し、経営支援に取り組むことにより、貸出資産の健全性の維持・向上に取り組んでおります。格付は、内部データに基づき構築したモデルにより付与しております。当業務のスコアリングモデルは、その判別精度を毎年度継続的に検証し、その結果に基づきチューニングを実施することにより、信頼性を確保しております。

信用格付は、上記のほか、自己査定、個別与信の判断、信用リスク計量化等にも活用しており、当業務の信用リスク管理の基礎をなしております。このため、信用格付体系は必要に応じ、適時見直しを行っております。

(iii) 自己査定

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定にあたっては、支店による第一次査定、審査管理部による第二次査定、監査部による内部監査という体制をとっております。自己査定結果は、適切な償却・引当の実施のほか、当業務における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当業務の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しております。

(iv) 信用リスク計量化

当業務では、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行い、内部管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当業務は、資産と負債の間でのキャッシュ・フロー・ギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当業務ではマチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当業務においては、リスク管理上、金利リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」、「社債」及び「寄託金」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)下げれば、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、2,274百万円減少するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)上げれば、1,327百万円減少するものと考えられます。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスクの管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	30,556	30,556	—
(2)貸出金	2,531,463		
貸倒引当金 ^(*)	△17,129		
	2,514,333	2,721,964	207,630
資産計	2,544,889	2,752,520	207,630
(1)借入金	1,963,887	2,084,776	120,888
(2)社債	199,949	218,068	18,119
(3)寄託金	36,498	32,135	△4,363
負債計	2,200,336	2,334,981	134,645

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者区分、期間等に基づく区分ごとに、リスクを反映した元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

負 債

(1) 借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(3) 寄託金

一定の期間ごとに区分した当該寄託金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^(*)	2,030

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	30,554	—	—	—	—	—
貸出金 ^(*)	249,253	455,096	362,436	297,476	349,694	720,296
合計	279,807	455,096	362,436	297,476	349,694	720,296

(*)預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない97,209百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債等の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	155,596	334,993	338,917	280,771	319,523	534,084
社債	26,000	13,000	26,000	—	25,000	110,000
寄託金	—	—	105	960	3,573	31,858
合計	181,596	347,993	365,023	281,732	348,097	675,943

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金(平成25年3月31日現在)

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式・出資金及び関連法人等株式・出資金

	貸借対照表計上額(百万円)
関連法人等株式・出資金	2,030

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

2. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,120	1,120	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△36,245
年金資産 (B)	8,447
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△27,797
未認識過去勤務債務 (D)	△169
未認識数理計算上の差異 (E)	4,614
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△23,352
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△23,352

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	830
利息費用	617
期待運用収益	△152
過去勤務債務の費用処理額	△21
数理計算上の差異の費用処理額	32
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	1,306

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	2,030百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	1,791百万円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	2百万円

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1,2)	被所有 直接96.05%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	14,407	—	—
				資金の受入 ^(注4)	180,000	借入金	1,901,719
				借入金の返済	215,101		
				借入金利息の支払	35,180	未払費用	5,716
				資金の預託 ^(注5)	6,500	預け金	6,500
				資金の払戻	6,500		
				社債への被保証 ^(注6)	12,993	—	—

(注) 1. 財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。
農林水産省(農林水産大臣) 3.95%

2. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 6,852百万円

農林水産省 政府補給金収入 15,256百万円

農林水産省 借入金の返済 9,646百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	独立行政法人 農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	880	寄託金	36,498
				寄託金の返還	1,397		
	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注2, 4)	—	—
					60,000 ^(注3, 4)	—	—

- (注) 1. 寄託金は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
3. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1円00銭
1株当たりの当期純利益金額	0円

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

中小企業事業 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	64,555	借入金	3,981,130
現金	2	借入金	3,981,130
預け金	64,553	社債	1,329,436
有価証券	515	その他負債	10,310
社債	150	未払費用	7,757
その他の証券	365	前受収益	8
貸出金	6,282,844	リース債務	1,141
証書貸付	6,282,844	その他の負債	1,402
その他資産	7,262	賞与引当金	841
前払費用	1,060	役員賞与引当金	4
未収収益	4,454	退職給付引当金	41,183
その他の資産	1,748	役員退職慰労引当金	24
有形固定資産	50,104	支払承諾	1,212
建物	13,448	負債の部合計	5,364,144
土地	35,821	(純資産の部)	
リース資産	440	資本金	1,222,585
建設仮勘定	53	利益剰余金	△ 454,815
その他の有形固定資産	340	その他利益剰余金	△ 454,815
無形固定資産	3,936	繰越利益剰余金	△ 454,815
ソフトウェア	929	株主資本合計	767,769
リース資産	646		
その他の無形固定資産	2,359		
支払承諾見返	1,212		
貸倒引当金	△ 278,517	純資産の部合計	767,769
資産の部合計	6,131,914	負債及び純資産の部合計	6,131,914

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	118,992
資金運用収益	103,363
貸出金利息	103,092
有価証券利息配当金	258
買現先利息	5
預け金利息	6
役務取引等収益	10
その他の役務収益	10
政府補給金収入	13,803
一般会計より受入	13,797
特別会計より受入	6
その他経常収益	1,814
償却債権取立益	166
株式等売却益	0
その他の経常収益	1,646
経常費用	144,032
資金調達費用	38,756
コールマネー利息	113
借入金利息	24,449
社債利息	14,193
役務取引等費用	91
その他の役務費用	91
その他業務費用	384
国債等債券償却	16
社債発行費償却	367
その他の業務費用	1
営業経費	25,921
その他経常費用	78,878
貸倒引当金繰入額	74,683
貸出金償却	3,116
株式等償却	37
その他の経常費用	1,041
経常損失	25,040
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	58
固定資産処分損	58
減損損失	0
当期純損失	25,098

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,039,985
当期変動額	
新株の発行	182,600
当期変動額合計	182,600
当期末残高	1,222,585
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 429,717
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 25,098
当期変動額合計	△ 25,098
当期末残高	△ 454,815
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 429,717
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 25,098
当期変動額合計	△ 25,098
当期末残高	△ 454,815
株主資本合計	
当期首残高	610,267
当期変動額	
新株の発行	182,600
当期純損失(△)	△ 25,098
当期変動額合計	157,501
当期末残高	767,769
純資産合計	
当期首残高	610,267
当期変動額	
新株の発行	182,600
当期純損失(△)	△ 25,098
当期変動額合計	157,501
当期末残高	767,769

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は109,838百万円であります。

債権額から直接減額したものについては、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第4条の規定に基づき主務大臣から承認を受けて、取立不能見込額に対する貸倒引当金と債権額を相殺し、翌事業年度期首に当該貸倒引当金と債権額を振り戻す洗い替え方式によっております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)

1.概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2.適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3.当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は16,619百万円、延滞債権額は557,793百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額に該当する債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は71,292百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は645,705百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は67,260百万円であります。

6. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の発行する社債は1,329,436百万円）の一般担保に供しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 2,781百万円

8. 偶発債務

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っており、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 170,000百万円

政府保証外債 892,905百万円

9. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

当事業年度において、次の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(百万円)
首都圏	遊休資産 1物件	建物、その他の有形固定資産	0

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の事業用資産には、減損損失の認識が必要となるものはなく、遊休資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

減損損失を認識した遊休資産のブルーピングは、各資産を各々独立した単位としております。

なお、今後、使用が見込めない資産については、回収可能価額を0円としております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,039,985,000,000	182,600,000,000	-	1,222,585,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 182,600,000,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、中小企業の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行っております。当該業務を行うため、政府からの借入による間接金融を主とする他、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に中小企業者に対する貸出金、有価証券であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①中小企業者に対する貸付け、②中小企業者が発行する社債の取得、③中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化、④民間金融機関等の貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務を行っております。当業務勘定では、適切な貸付審査への取組並びに各種モニタリングを通じた信用リスクの把握及び評価等を行い、必要な管理を実施して信用コストの抑制に向けた対応を着実に進めております。しかしながら、国内外の経済動向の変化等に伴う、貸出金の信用状況の悪化や担保不動産の価格等の変動、その他想定外の事由が発生した場合には、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクです。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務勘定はこのギャップを原因とした金利リスクを負っており、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

(i) 個別与信管理

当業務のうち融資業務は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っております。

融資業務では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しております。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しております。

また、融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めております。自己査定の変動率区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しております。

さらに、融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めております。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しております。

(ii) 信用格付

融資業務では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づく独自のスコアリングモデルと、実態把握等による定性分析に基づき、取引先等の信用状況を把握する信用格付制度を構築、取引方針の策定や審査手続等に活用しております。

(iii) 自己査定

融資業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。営業部が債務者区分の一次査定を実施し、営業部門とは分離した審査部門において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しております。

また、査定結果に基づき、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。

(iv) 信用リスク計量化

融資業務では、信用リスク計量について信用格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体のリスク量を計量し、モニタリングを行っております。こうしたモニタリングを通じて、リスクの制御について検討を進めております。

(v) 証券化支援業務における信用リスク管理

当業務のうち証券化支援業務では、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD(Credit Risk Database)などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切な保証料率の設定を行っております。

保証後は、保証先の決算データなどの提出を受けるとともに、保証先の延滞倒産状況を確認し、信用リスクを的確に把握しております。

ロ 市場リスクの管理

(i) 金利リスク

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュフローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っておりますが、すべてをマッチングさせることはできず、資産と負債の間で部分的にギャップが生じます。当業務は、このギャップを原因とした金利リスクを負っているため、マチュリティ・ラダー、デュレーション、VaR及びBPVを計測・分析することにより、金利リスクの把握に努め、調達年限の調整等により金利リスクの低減を図るなど、適切なリスク管理に努めております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「借入金」及び「社債」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は30,333百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、32,848百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

融資業務では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金を確保しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関と当座貸越枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	64,555	64,555	-
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	150	150	-
(3)貸出金	6,167,396		
貸倒引当金(*)	△228,821		
	5,938,575	6,192,326	253,751
資産計	6,003,281	6,257,032	253,751
(1)借入金	3,970,830	4,023,526	52,696
(2)社債	1,329,436	1,353,583	24,146
負債計	5,300,266	5,377,109	76,842

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

社債については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、資本性劣後ローンを除き、すべて固定金利であり、破綻懸念先以上の貸出金について債務者区分ごとにリスク修正を行った元金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先及び実質破綻先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

財政融資資金借入金については固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」、「資産(3)貸出金」及び「負債(1)借入金」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	365
②証書貸付(資本性劣後ローン) ^{(*)2}	115,447
③産業投資借入金 ^{(*)3}	10,300
合計	126,114

(*)1 その他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化されたその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 挑戦支援資本強化特例制度等を適用した証書貸付(資本性劣後ローン)については、貸付時において金利は決定されず、毎年の債務者の事業実績に基づく成功判定の結果による利率が適用されるスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*)3 産業投資借入金については、借入時において金利は設定されず、最終割賦金償還後、一括して利息を支払うスキームとなっているため、合理的に将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^{(*)1}	64,553	-	-	-	-	-
有価証券 ^{(*)2}						
満期保有目的の債券	108	41	-	-	-	-
貸出金 ^{(*)2}	1,445,473	2,242,757	1,348,695	571,546	337,501	258,059
合計	1,510,135	2,242,799	1,348,695	571,546	337,501	258,059

(*)1 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*)2 貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない78,810百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	1,016,222	1,544,654	806,614	366,200	247,440	-
社債	350,000	490,000	330,000	110,000	50,000	-
合計	1,366,222	2,034,654	1,136,614	476,200	297,440	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	150	150	-

2. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
その他 非上場国内証券	365

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用していません。

(退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

		当事業年度末(百万円)
退職給付債務	(A)	△65,330
年金資産	(B)	15,224
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	△50,105
未認識過去勤務債務	(D)	△940
未認識数理計算上の差異	(E)	9,863
貸借対照表計上額純額	(F)=(C)+(D)+(E)	△41,183
前払年金費用	(G)	-
退職給付引当金	(H)=(F)-(G)	△41,183

- 退職給付費用に関する事項

		当事業年度(百万円)
勤務費用		1,421
利息費用		1,086
期待運用収益		△271
過去勤務債務の費用処理額		△134
数理計算上の差異の費用処理額		175
その他(臨時に支払った割増退職金等)		-
退職給付費用		2,276

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

- 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		当事業年度
(1)割引率		1.0%
(2)期待運用収益率		2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数		10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数		10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

- 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1,2)	被所有 直接92.77%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	155,800	-	-
				資金の受入 ^(注4)	995,000	借入金	3,981,130
				借入金の返済	958,377		
				借入金利息の支払	24,449	未払費用	5,570
				社債への被保証 ^(注5)	989,443	-	-

(注)1.財務省(財務大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

経済産業省(経済産業大臣) 7.23%

2.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 増資の引受 26,800百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 6百万円

中小企業庁 政府補給金収入 13,797百万円

3.増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4.資金の受入は、財政融資資金の借入等であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5.社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行 会社等	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1,3)	—	—
					725,000 ^(注2,3)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、当業務勘定が償還する株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社国際協力銀行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社国際協力銀行の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	0円62銭
1株当たりの当期純損失金額	0円2銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

中小企業事業 中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,779	その他負債	0
現金	0	未払費用	0
預け金	2,779	その他の負債	0
有価証券	21,391	賞与引当金	0
国債	21,069	役員賞与引当金	0
社債	315	退職給付引当金	16
その他の証券	7	役員退職慰労引当金	0
その他資産	16	支払承諾	763
未収収益	10	負債の部合計	780
その他の資産	5	(純資産の部)	
支払承諾見返	763	資本金	24,476
貸倒引当金	△ 21	利益剰余金	△ 326
		その他利益剰余金	△ 326
		繰越利益剰余金	△ 326
		株主資本合計	24,149
		純資産の部合計	24,149
資産の部合計	24,930	負債及び純資産の部合計	24,930

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	471
資金運用収益	406
有価証券利息配当金	404
買現先利息	0
預け金利息	1
役務取引等収益	12
その他の役務収益	12
その他経常収益	52
貸倒引当金戻入益	18
その他の経常収益	34
経常費用	60
役務取引等費用	12
その他の役務費用	12
その他業務費用	2
その他の業務費用	2
営業経費	42
その他経常費用	2
株式等償却	2
経常利益	411
当期純利益	411

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	24,476
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	24,476
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 737
当期変動額	
当期純利益	411
当期変動額合計	411
当期末残高	△ 326
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 737
当期変動額	
当期純利益	411
当期変動額合計	411
当期末残高	△ 326
株主資本合計	
当期首残高	23,738
当期変動額	
当期純利益	411
当期変動額合計	411
当期末残高	24,149
純資産合計	
当期首残高	23,738
当期変動額	
当期純利益	411
当期変動額合計	411
当期末残高	24,149

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率等に基づき算出した予想損失額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定においては社債は発行しておりません。

2. 偶発債務

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	170,000百万円
政府保証外債	892,905百万円

3. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	24,476,000,000	—	—	24,476,000,000

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性の高いものに限定されております。

当業務勘定は、証券化手法を活用した民間金融機関等による中小企業者への無担保資金供給の促進及び中小企業者向け貸付債権の証券化市場の育成を目的としております。これらの業務を行うため、社債の発行による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に有価証券であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定は、①民間金融機関等の貸付債権を譲り受け証券化する業務、②証券化商品の一部買取りを行う業務を行っており、これらの業務において中小企業者への与信に取り組んでいることから、当該中小企業者の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、その結果保有する証券化商品が毀損し、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っております。

ハ 流動性リスク

当業務勘定では、預金受入を行っておらず、資金調達は財投機関債などにより長期・安定的な資金を確保しております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めていることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、不測の事態において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務は、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自のスコアリングモデルやCRD (Credit Risk Database) などの外部モデルを活用して審査を行っております。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法により的確に把握し、信用リスクに応じた適切なリターンを設定を行っております。

ロ 市場リスクの管理

当業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。金利リスクについては、資産と負債の間でキャッシュ・フローをマッチングさせることにより、金利リスクを極小化する方針を採っており、金利リスクは限定的と考えております。

なお、当業務においては、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析は利用しておりません。

当業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が50ベース・ポイント(0.5%)低ければ、当該金融資産の時価は88百万円増加するものと考えられます。反対に、金利が50ベース・ポイント(0.5%)高ければ、429百万円減少するものと考えられます。当該影響額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	2,779	2,779	-
(2)有価証券 満期保有目的の債券	21,069	22,311	1,242
資産計	23,849	25,091	1,242

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は市場価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
①社債(特定資産担保証券) ^{(*)1}	315
②その他の証券(信託受益権) ^{(*)1}	7
③クレジット・デフォルト・スワップ ^{(*)2}	-
合計	322

(*)1 社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)については、市場価格がありません。これらは、複数の金融機関がオリジネートした中小企業者向けの貸出債権を裏付資産として発行された証券であります。当該証券の優先劣後構造を設ける際、①まず各金融機関の貸出債権の集合をそれぞれサブプールとみなした上で、サブプールごとに最劣後部分を切出し、②次にサブプールの最劣後以外の部分を合同化した上で優先劣後構造に切り分けております。このため、当業務勘定が保有する合同化された社債(特定資産担保証券)及びその他の証券(信託受益権)の時価評価にあたっては、裏付資産となる債務者個々の財務データが必要となりますが、当業務勘定は当該情報を継続して入手できる仕組みにはなっていないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*)2 クレジット・デフォルト・スワップについては、中小企業者向け貸出債権を参照としており、市場価格がなく、かつ、参照債務を構成する債務者個々の財務データを継続して入手できる仕組みにはなっていないなどデフォルトの発生見込みを合理的に推定できないため、時価を把握するのは極めて困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	2,779	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	-	-	20,983	-	-	-
合計	2,779	-	20,983	-	-	-

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,069	22,311	1,242

2. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,200	2,200	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額(百万円)
債券	
社債	315
その他	
非上場国内証券	7
合計	322

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△31
年金資産 (B)	5
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△25
未認識過去勤務債務 (D)	△1
未認識数理計算上の差異 (E)	11
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△16
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△16

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	1
利息費用	0
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	2

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1,2)	-	-

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円98銭

1株当たりの当期純利益金額 0円1銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

中小企業事業 信用保険等業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	3,352,121	保険契約準備金	1,622,928
現金	0	その他負債	1,441
預け金	3,352,121	未払費用	20
その他資産	25,758	リース債務	470
前払費用	1,037	その他の負債	950
未収収益	412	賞与引当金	162
その他の資産	24,308	役員賞与引当金	0
有形固定資産	20,135	退職給付引当金	9,233
建物	5,862	役員退職慰労引当金	9
土地	13,968	負債の部合計	1,633,777
リース資産	224	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	80	資本剰余金	1,996,932
無形固定資産	1,269	資本準備金	1,996,932
ソフトウェア	17	利益剰余金	△ 231,423
リース資産	223	その他利益剰余金	△ 231,423
その他の無形固定資産	1,028	繰越利益剰余金	△ 231,423
		株主資本合計	1,765,508
		純資産の部合計	1,765,508
資産の部合計	3,399,285	負債及び純資産の部合計	3,399,285

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	272,914
資金運用収益	3,305
預け金利息	3,305
保険引受収益	268,432
保険料	146,345
責任共有負担金収入	17,742
保険契約準備金戻入額	104,343
その他経常収益	1,176
その他の経常収益	1,176
経常費用	504,316
保険引受費用	495,694
保険金	615,973
回収金	△ 120,278
営業経費	5,173
その他経常費用	3,448
その他の経常費用	3,448
経常損失	231,402
特別損失	21
固定資産処分損	21
当期純損失	231,423

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,054,739
当期変動額	
新株の発行	243,550
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 301,357
当期変動額合計	△ 57,807
当期末残高	1,996,932
資本剰余金合計	
当期首残高	2,054,739
当期変動額	
新株の発行	243,550
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 301,357
当期変動額合計	△ 57,807
当期末残高	1,996,932
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 301,357
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	301,357
当期純損失(△)	△ 231,423
当期変動額合計	69,933
当期末残高	△ 231,423
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 301,357
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	301,357
当期純損失(△)	△ 231,423
当期変動額合計	69,933
当期末残高	△ 231,423
株主資本合計	
当期首残高	1,753,382
当期変動額	
新株の発行	243,550
当期純損失(△)	△ 231,423
当期変動額合計	12,126
当期末残高	1,765,508
純資産合計	
当期首残高	1,753,382
当期変動額	
新株の発行	243,550
当期純損失(△)	△ 231,423
当期変動額合計	12,126
当期末残高	1,765,508

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	5年～50年
その他	2年～15年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及びまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、信用保険等業務勘定においては社債は発行しておりません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 680百万円

3. 偶発債務

信用保険等業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、信用保険等業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 170,000百万円

政府保証外債 892,905百万円

4. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

その他の経常費用には、保険料の返還金3,415百万円が含まれております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,203,277,407,741	243,550,000,000	－	5,446,827,407,741

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 243,550,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定（以下、「業務勘定」という。）を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当該業務勘定は、中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険等を行っております。当該業務を行うため、国からの出資金によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当該業務勘定が保有する金融資産は、主に預け金であり、次のリスクがあります。

イ 市場リスク

当該業務勘定が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当該業務勘定では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用していることから、金利リスクは限定的と考えております。

ロ 流動性リスク

当該業務勘定では、預金受入を行っておらず、国からの出資金により長期・安定的な資金を確保していることから、流動性リスクは限定的と考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

当該業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 市場リスクの管理

当該業務が負う市場リスクは、主に金利リスクであります。

当該業務では、国からの出資により調達した資金については、財政融資資金への預託等の安全性の高いもので運用し、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該業務において、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」であります。当該金融商品は、当該業務を行うために国から出資により調達した資金を主として短期で運用しているものであり、金利の変動に対する感応度の重要性はありません。

ロ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金調達は国からの出資金によっております。また、資金繰り状況を把握し、適切なリスク管理に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金預け金	3,352,121	3,352,470	348

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期が3カ月超の預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、対応する期間のリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	3,352,121	—	—	—	—	—

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△14,410
年金資産 (B)	3,417
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△10,993
未認識過去勤務債務 (D)	△123
未認識数理計算上の差異 (E)	1,882
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△9,233
前払年金費用 (G)	—
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△9,233

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	291
利息費用	242
期待運用収益	△60
過去勤務債務の費用処理額	△17
数理計算上の差異の費用処理額	13
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	468

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	243,550	—	—
				資金の預託 ^(注2)	8,633,900	預け金	3,066,500
				資金の払戻	8,797,800		

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割増増資を1株につき1円で引き受けたものであります。
2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。
3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1,2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。
3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円32銭
1株当たりの当期純損失金額 0円4銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

危機対応円滑化業務 危機対応円滑化業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	575,531	借入金	5,362,094
預け金	575,531	借入金	5,362,094
有価証券	246,984	その他負債	7,947
国債	246,984	未払費用	1,267
貸出金	5,362,094	前受収益	6,601
証書貸付	5,362,094	リース債務	0
その他資産	1,385	その他の負債	77
前払費用	0	賞与引当金	5
未収収益	1,326	役員賞与引当金	0
その他の資産	59	退職給付引当金	139
有形固定資産	0	役員退職慰労引当金	0
リース資産	0	補償損失引当金	65,512
無形固定資産	94	負債の部合計	5,435,698
ソフトウェア	90	(純資産の部)	
リース資産	0	資本金	895,358
その他の無形固定資産	3	利益剰余金	△ 144,966
		その他利益剰余金	△ 144,966
		繰越利益剰余金	△ 144,966
		株主資本合計	750,391
		純資産の部合計	750,391
資産の部合計	6,186,090	負債及び純資産の部合計	6,186,090

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	50,465
資金運用収益	45,701
貸出金利息	44,960
有価証券利息配当金	505
買現先利息	2
預け金利息	232
役務取引等収益	3,525
損害担保補償料	3,525
政府補給金収入	606
一般会計より受入	606
その他経常収益	633
その他の経常収益	633
経常費用	79,247
資金調達費用	44,960
借入金利息	44,960
役務取引等費用	11,091
損害担保補償金	11,091
その他業務費用	7,827
利子補給金	7,827
営業経費	216
その他経常費用	15,150
補償損失引当金繰入額	14,981
その他の経常費用	168
経常損失	28,781
当期純損失	28,781

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	784,253
当期変動額	
新株の発行	111,105
当期変動額合計	111,105
当期末残高	895,358
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 116,184
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 28,781
当期変動額合計	△ 28,781
当期末残高	△ 144,966
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 116,184
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 28,781
当期変動額合計	△ 28,781
当期末残高	△ 144,966
株主資本合計	
当期首残高	668,068
当期変動額	
新株の発行	111,105
当期純損失(△)	△ 28,781
当期変動額合計	82,323
当期末残高	750,391
純資産合計	
当期首残高	668,068
当期変動額	
新株の発行	111,105
当期純損失(△)	△ 28,781
当期変動額合計	82,323
当期末残高	750,391

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、危機対応円滑化業務勘定においては社債は発行していません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

4. 偶発債務

危機対応円滑化業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、危機対応円滑化業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債	170,000百万円
政府保証外債	892,905百万円

5. 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(87,852件)	2,757,556百万円
補償損失引当金	65,512百万円
差引額	2,692,044百万円

6. 株式会社日本政策金融公庫法第47条（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	784,253,000,000	111,105,000,000	—	895,358,000,000

（注）変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 111,105,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しています。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされており、

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されておりません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して、①貸付け、②損害担保(指定金融機関が行う貸付け等(出資を含む。))に損失が発生した場合において、当公庫が一定割合の補てんを行うもの、③利子補給(当公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、当公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの)の業務を行っております。

これらの業務を行うため、①貸付けについては、必要資金の調達は財政融資資金借入及び政府保証債の発行によっておりますが、借入期間と貸付期間を一致させており、また、調達コストは貸出金利息等で回収しております。②損害担保、③利子補給に係る必要資金については、政府からの出資金により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う危機対応業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

また、指定金融機関が事業者に対して行う貸付け等により発生する損害額の一部の補てんを行っております。事業者の信用状況や経済状況等の大幅な変化等により、補償金の支払額が補償料設定時の予測に反して変動することにより損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在しておりません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金等による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させております。また、指定金融機関に対する補償金支払資金等についての十分な手元流動性を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられます。

一方で、資金計画の精緻化に努め、流動性リスクを最小化する努力を継続しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	575,531	575,531	-
(2)有価証券 満期保有目的の債券	246,984	246,984	-
(3)貸出金	5,362,094	5,461,889	99,795
資産計	6,184,610	6,284,405	99,795
借入金	5,362,094	5,479,832	117,738
負債計	5,362,094	5,479,822	117,728

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利息の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利息の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 損害担保契約については、与信判断は指定金融機関が行い、当公庫は、貸付時点において個別補償先に対する与信判断に関与しない仕組みとなっていることから、当公庫は個別補償先の財務データを保有しておらず、将来にわたるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

なお、損害担保契約に係る補償引受額は次のとおりです。

補償引受残高 2,757,556百万円
補償損失引当金 65,512百万円

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	575,531	-	-	-	-	-
有価証券 満期保有目的の債券	247,000	-	-	-	-	-
貸出金	893,270	2,020,292	1,131,027	625,491	479,213	212,801
合計	1,715,801	2,020,292	1,131,027	625,491	479,213	212,801

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注4) 借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	893,270	2,020,292	1,131,027	625,491	479,213	212,801

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	246,984	246,984	-

2. その他有価証券(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	569,000	569,000	-

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△240
年金資産 (B)	42
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△197
未認識過去勤務債務 (D)	△1
未認識数理計算上の差異 (E)	60
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△139
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△139

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	7
利息費用	3
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	1
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	12

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1,2)	被所有 直接86.96%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	96,458	-	-
				政府補給金収入	56	-	-
				資金の受入 ^(注4)	733,764	借入金	5,362,094
				借入金の返済	765,931		
	借入金利息の支払	44,960	未払費用	1,267			
経済産業省(経済 産業大臣) ^(注1,2)	被所有 直接12.90%	政策金融行政	増資の引受 ^(注3)	13,800	-	-	

(注)1. 財務省(財務大臣)及び経済産業省(経済産業大臣)以外の省庁の議決権等の所有(被所有)割合は次のとおりであります。

農林水産省(農林水産大臣) 0.14%

2. 財務省及び経済産業省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 増資の引受 847百万円

農林水産省 政府補給金収入 37百万円

中小企業庁 政府補給金収入 511百万円

3. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

4. 資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1,2)	-	-

(注)1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円83銭

1株当たりの当期純損失金額 0円3銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

特定事業等促進円滑化業務 特定事業等促進円滑化業務勘定

第5期末(平成25年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	306	借入金	54,135
預け金	306	借入金	54,135
貸出金	54,135	その他負債	128
証書貸付	54,135	未払費用	96
その他資産	130	リース債務	0
前払費用	0	その他の負債	31
未収収益	96	賞与引当金	3
その他の資産	33	役員賞与引当金	0
有形固定資産	0	退職給付引当金	75
リース資産	0	役員退職慰労引当金	0
無形固定資産	9	負債の部合計	54,342
ソフトウェア	7	(純資産の部)	
リース資産	0	資本金	267
その他の無形固定資産	1	利益剰余金	△ 27
		その他利益剰余金	△ 27
		繰越利益剰余金	△ 27
		株主資本合計	239
		純資産の部合計	239
資産の部合計	54,581	負債及び純資産の部合計	54,581

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	289
資金運用収益	221
貸出金利息	221
預け金利息	0
政府補給金収入	67
一般会計より受入	67
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	299
資金調達費用	221
借入金利息	221
営業経費	77
経常損失	9
当期純損失	9

第5期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
当期首残高	239
当期変動額	
新株の発行	28
当期変動額合計	28
当期末残高	267
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△ 17
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 9
当期変動額合計	△ 9
当期末残高	△ 27
利益剰余金合計	
当期首残高	△ 17
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 9
当期変動額合計	△ 9
当期末残高	△ 27
株主資本合計	
当期首残高	221
当期変動額	
新株の発行	28
当期純損失(△)	△ 9
当期変動額合計	18
当期末残高	239
純資産合計	
当期首残高	221
当期変動額	
新株の発行	28
当期純損失(△)	△ 9
当期変動額合計	18
当期末残高	239

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日)

1. 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に①開示項目を拡充するほか、②退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

2. 適用予定日

当公庫は①については、平成25年4月1日に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、②については、平成26年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、特定事業等促進円滑化業務勘定においては社債は発行していません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円

4. 偶発債務

特定事業等促進円滑化業務勘定は株式会社国際協力銀行が承継した次の株式会社日本政策金融公庫既発債券について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、特定事業等促進円滑化業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

財投機関債 170,000百万円

政府保証外債 892,905百万円

5. 株式会社日本政策金融公庫法第47条(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成22年法律第38号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務(エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金及び利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	239,000,000	28,000,000	—	267,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 28,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民生活の向上に寄与することを目的として、設立された株式会社であります。

政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等)についても予算に添付し国会に提出しております。

当該業務は、国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、中小企業者向け証券化支援買取業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定(以下、「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされております。

また、当公庫が、財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金等により調達した資金は、区分経理に従って業務勘定ごとに整理され、業務勘定間の資金融通は基本的に想定されていません。よって、保有する金融資産・金融負債に係るリスクについては、業務勘定ごとに資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

なお、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社日本政策金融公庫法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

当業務勘定は、エネルギー環境適合製品を開発又は製造する事業の実施に必要な資金及び我が国企業の国際競争力強化の観点から事業再編等の実施に必要な資金の調達の円滑化を図るため、主務大臣が指定する指定金融機関に対して貸付けの業務を行っております。

この業務を行うため、必要資金の調達は財政融資資金借入によることとしておりますが、借入期間と貸付期間を一致させて、調達コストは貸出金利息で回収することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当公庫が保有する金融資産及び金融負債は、業務勘定ごとに区分し経理しております。

当業務勘定が保有する金融資産は、主に指定金融機関に対する貸出金であり、金融負債は借入金であり、次のリスクがあります。

イ 信用リスク

当業務勘定が保有する金融資産は、主として、指定金融機関に対する、同機関が行う特定事業促進業務及び事業再構築等促進業務に要する資金の貸出金であり、当該指定金融機関の信用状況の悪化により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

ロ 市場リスク

当業務勘定は、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一とし、調達コストは貸出金利息で回収していることから、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 流動性リスク

当業務勘定は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、流動性リスクは限定的と考えられますが、借入金は、不測の事態において支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当公庫では、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するために、金融商品に係るリスクも含め直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っております。

なお、各業務において、信用リスク、市場リスク、資金調達に係る流動性リスクについて業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

当業務のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当業務では、金融庁の「金融検査マニュアル」に準拠した基準を策定し、自己査定を実施しております。自己査定に当たっては、監査部門による監査を受けております。

ロ 市場リスクの管理

当業務において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「貸出金」及び「借入金」であります。

当業務では、指定金融機関に対する貸付けを行っておりますが、当該資金については財政融資資金借入により調達しております。当業務における貸付条件と借入条件は同一としているため、「貸出金」から発生するキャッシュ・イン・フローと「借入金」から発生するキャッシュ・アウト・フローが一致する結果、総体としては、市場リスクとしての金利リスクは存在していません。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当業務は、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金による長期・安定的な資金を確保しており、また、借入期間と貸付期間を一致させており、流動性リスクは限定的と考えられます。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	306	306	-
(2)貸出金	54,135	54,936	801
資産計	54,441	55,243	801
借入金	54,135	55,177	1,042
負債計	54,135	55,177	1,042

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金は、すべて固定金利であり、債務者及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、債務者が発行する債券の市場利回りより推定した利率で割り引いて時価を算定しております。

負 債

借入金

借入金については、固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート(国債の指標レート)で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金 ^(*)	306	-	-	-	-	-
貸出金	2,500	10,051	13,965	13,444	12,515	1,660
合計	2,806	10,051	13,965	13,444	12,515	1,660

(*) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(注3)借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
借入金	2,500	10,051	13,965	13,444	12,515	1,660

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△122
年金資産 (B)	21
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△101
未認識過去勤務債務 (D)	△0
未認識数理計算上の差異 (E)	25
貸借対照表計上額純額 (F)=(C)+(D)+(E)	△75
前払年金費用 (G)	-
退職給付引当金 (H)=(F)-(G)	△75

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4
利息費用	1
期待運用収益	△0
過去勤務債務の費用処理額	△0
数理計算上の差異の費用処理額	0
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-
退職給付費用	5

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	2.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の額の処理年数	10年(その発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき損益処理することとしております。)
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	28	-	-
				資金の受入 ^(注3)	32,835	借入金	54,135
				借入金利息の支払	221	未払費用	96

(注)1.財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

経済産業省 政府補給金収入 67百万円

2.増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3.資金の受入は、財政融資資金の借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4.取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等) が議決権の過半数 を所有している 会社等	株式会社 国際協力銀行	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,062,905 ^(注1, 2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、株式会社国際協力銀行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当公庫が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当公庫における各勘定単位ではなく、公庫全体で負っているため、当公庫の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

3. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 0円89銭

1株当たりの当期純損失金額 0円3銭

(重要な後発事象)

厚生年金基金の代行部分返上

当公庫は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益及び退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は算定中であり、未確定であります。

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

▼ リスク管理債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破綻先債権	25,295	19,973	16,619	61,887
延滞債権	147,286	72,968	557,793	778,049
3カ月以上延滞債権	97	2,304	-	2,402
貸出条件緩和債権	555,662	27,603	71,292	654,558
合計	728,342	122,849	645,705	1,496,898
リスク管理債権合計/貸出金残高(%)	10.40	4.85	10.28	9.46

(リスク管理債権)

・破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

・延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

・3カ月以上延滞債権

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

・貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

▼ 金融再生法開示債権

(単位:百万円)

	国民生活事業 (国民一般向け業務勘定)	農林水産事業 (農林水産業者向け業務勘定)	中小企業事業 (中小企業者向け融資・ 証券化支援保証業務勘定)	3事業合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	90,105	26,248	47,227	163,581
危険債権	83,084	66,737	527,318	677,140
要管理債権	555,760	29,907	71,292	656,961
小計①	728,949	122,894	645,838	1,497,682
正常債権	6,281,105	2,422,708	5,642,877	14,346,692
合計②	7,010,055	2,545,602	6,288,954	15,844,613
(①/②)(%)	10.40	4.83	10.27	9.45

(注) 1. 当公庫は、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号))の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものです。

(注) 2. 中小企業事業の合計②は要管理先の求債権で弁済契約を締結したものを含み、小計①及び正常債権の合計と相違しております。

(金融再生法開示債権)

・破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

・危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

・要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

・正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額又は減額することができることとしている。

②役員報酬基準の改定内容

代表取締役総裁 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて次のとおり改定を実施した。

・平成24年4月から本俸月額を引き下げ(役員平均▲0.51%)

・平成24年4月から2年間の役員報酬の減額支給措置(▲9.77%)

代表取締役副総裁 同上
代表取締役専務取締役 同上
専務取締役 同上
常務取締役 同上
取締役 同上
常勤監査役 同上

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
代表取締役総裁	20,515	12,971	5,209	2,334(特別調整手当)			※
A代表取締役副総裁	19,603	12,397	4,974	2,231(特別調整手当)			*
B代表取締役専務取締役	18,896	11,856	4,905	2,134(特別調整手当)			**
C代表取締役専務取締役	5,318	2,667	2,170	480(特別調整手当)		平成24年 6月21日	**
D代表取締役専務取締役	18,662	11,856	4,672	2,134(特別調整手当)			**
E代表取締役専務取締役	13,393	9,188	2,551	1,653(特別調整手当)	平成24年 6月21日		◇
F専務取締役	19,129	11,856	5,139	2,134(特別調整手当)		平成25年 3月31日	**
G常務取締役	4,661	2,297	1,950	413(特別調整手当)		平成24年 6月21日	*
H常務取締役	16,060	10,210	4,011	1,837(特別調整手当)			*
I常務取締役	16,260	10,210	4,212	1,837(特別調整手当)			*
J常務取締役	16,084	10,210	4,036	1,837(特別調整手当)			*
K常務取締役	15,754	10,059	3,884	1,810(特別調整手当)			*
L取締役	4,349	2,146	1,816	386(特別調整手当)		平成24年 6月21日	*
M取締役	14,998	9,539	3,742	1,717(特別調整手当)			*
N取締役	15,023	9,539	3,767	1,717(特別調整手当)			*
O取締役	15,023	9,539	3,767	1,717(特別調整手当)			◇
P取締役	14,993	9,513	3,767	1,712(特別調整手当)		平成25年 3月30日	◇
Q取締役	10,776	7,392	2,052	1,330(特別調整手当)	平成24年 6月21日		*
R取締役	10,776	7,392	2,052	1,330(特別調整手当)	平成24年 6月21日		*
S取締役(非常勤)	8,527	8,527	0	0(特別調整手当)			
T取締役(非常勤)	8,538	8,538	0	0(特別調整手当)			
U監査役	3,994	1,987	1,648	357(特別調整手当)		平成24年 6月21日	
V監査役	13,995	8,835	3,569	1,590(特別調整手当)			*
W監査役	9,981	6,847	1,901	1,232(特別調整手当)	平成24年 6月21日		
Y監査役(非常勤)	7,467	7,467	0	0(特別調整手当)			
X監査役(非常勤)	7,467	7,467	0	0(特別調整手当)			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「**」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:各項目で端数処理を行っているため、各項目の合計が、総額と一致しない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績助案率	摘要	前職
		年	月				
代表取締役総裁		年	月			該当なし	
代表取締役副総裁		年	月			該当なし	
代表取締役専務取締役A	9,855	3年	9月	24.6.21	1.6	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績助案率の対象は9,855千円	**
常務取締役B	8,487	3年	9月	24.6.21	1.6	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績助案率の対象は8,487千円	*
取締役C	7,433	3年	9月	24.6.21	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる評価・審査委員会が決定。なお、支給額のうち、業績助案率の対象は7,433千円	*
常勤監査役D	6,426	3年	9月	24.6.21	—	業績評価対象外	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員[*]、役員出向者[◇]、独立行政法人等の退職者[**]、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者[***]、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ人件費の管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。

イ 職員の発揮した能率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・グレード給・特別手当に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本俸	職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給に反映させている。
グレード給	職員の職責・勤務成績を、グレード給に反映させている。
特別手当	職員の勤務成績・職務能力等を、特別手当に反映させている。

注:「グレード給」とは、管理職に支給する職員給与のうち成績に応じて変動する部分である。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律2号)の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて次のとおり実施した。

・平成24年6月から本俸表の引下げ(平均改定率▲0.26%)

・平成24年6月から、国家公務員(平均▲7.8%)に準じて職員給与の減額措置

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	平成24年度の年間給与額(平均)(千円)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当	うち賞与	
常勤職員	4,725	38.1	6,024	4,586	123	1,438
事務・技術	4,720	38.1	6,023	4,585	123	1,438
自動車運転手	5	54.9	6,402	4,876	166	1,526
在外職員	3	34.2	8,982	7,717	6	1,265
事務・技術	3	34.2	8,982	7,717	6	1,265
任期付職員	17	45.0	2,866	2,697	98	169
事務・技術	17	45.0	2,866	2,697	98	169
再任用職員	42	62.0	3,917	3,365	126	552
事務・技術	41	62.0	3,928	3,374	126	554
自動車運転手	1	—	—	—	—	—

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3:研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4:再任用職員のうち自動車運転手については、人員が1名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

①職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成24年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,859	48.9	10,632	7,788	127	2,844
指定職相当職員	44	55.7	13,944	10,027	149	3,917
事務・技術	1,815	48.7	10,552	7,734	126	2,818
在外職員	1	—	—	—	—	—
指定職相当職員	1	—	—	—	—	—

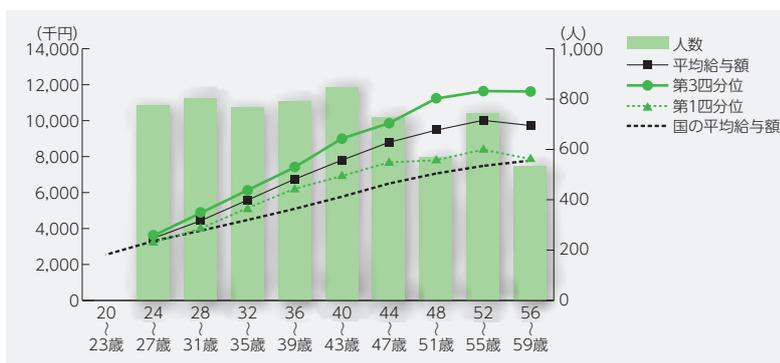
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注3:研究職種及び教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注4:年俸制適用者のうち在外職員については、人員が1名のみであり、個人を特定されるおそれがあるため、人員以外の項目は記載を省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位 第1分位(千円)	平均(千円)	四分位 第3分位(千円)
管理職(部長級)	359	53.4	11,928	12,412	12,865
管理職(課長級)	1,456	47.6	9,139	9,936	10,797
非管理職	4,737	38.1	4,319	5,889	7,232

③職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

(事務・技術職員<年俸制適用者以外>)

区分	計	非管理職 職員
標準的な職位		
人員(割合)(人)	4,720	4,720(100.0%)
年齢(最高～最低) (歳)		59～24
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		9,852～2,233
年間給与額 (最高～最低)(千円)		13,658～2,933

(事務・技術職員<年俸制適用者>)

区分	計	管理職(部長級) 部長	管理職(課長級) 課長
標準的な職位			
人員(割合)(人)	1,815	359(19.8%)	1,456(80.2%)
年齢(最高～最低) (歳)		58～45	59～37
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		11,144～6,857	10,271～4,806
年間給与額 (最高～最低)(千円)		15,048～9,662	14,273～6,327

(任期付職員)

区分	計	—
標準的な職位		
人員(割合)(人)	17	17(100.0%)
年齢(最高～最低) (歳)		67～32
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		3,096～2,400
年間給与額 (最高～最低)(千円)		3,306～2,508

④賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
		一律支給分(期末相当)(%)	97.4	
管理職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	2.6	2.3	2.4
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0	100.0～0.0
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	0.2	0.1	0.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	99.8	99.9	99.9
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0	100.0～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 128.5

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容																																																
指数の状況	対国家公務員 128.5 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">参考</td> <td>地域勘案</td> <td>128.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>125.0</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>126.4</td> </tr> </table>	参考	地域勘案	128.4	学歴勘案	125.0	地域・学歴勘案	126.4																																									
参考	地域勘案		128.4																																														
	学歴勘案		125.0																																														
	地域・学歴勘案	126.4																																															
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、企業財務に精通した人材が必要であるのに加えて、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 具体的には、以下のような能力や専門性を有する人材の確保が必要である。 ・帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」 ・農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性 ・中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力及び高度なサービスを提供する能力</p> <p>2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152カ所に支店を有しているため、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。</p> <p>3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「126.4」となり、勘案前の「128.5」から「2.1」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。</p> <p>①民間金融機関との比較例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年間平均給与(千円)</th> <th>平均年齢(歳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>7,270</td> <td>41.1</td> </tr> <tr> <td>A(都市銀行)</td> <td>8,334</td> <td>38.3</td> </tr> <tr> <td>B(都市銀行)</td> <td>7,927</td> <td>35.7</td> </tr> <tr> <td>C(都市銀行)</td> <td>8,083</td> <td>38.1</td> </tr> <tr> <td>D(地方銀行)</td> <td>7,136</td> <td>38.6</td> </tr> <tr> <td>E(地方銀行)</td> <td>7,363</td> <td>39.5</td> </tr> <tr> <td>F(地方銀行)</td> <td>7,155</td> <td>36.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書(平成24年3月期)出所</p> <p>②学歴別の人員構成(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大学卒</th> <th>短大卒</th> <th>高校卒</th> <th>中学卒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>86.1</td> <td>10.2</td> <td>3.7</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>53.4</td> <td>13.0</td> <td>33.6</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成24年国家公務員給与等実態調査出所</p> <p>③地域別の人員構成(%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1～5級地</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当公庫</td> <td>65.6</td> <td>34.4</td> </tr> <tr> <td>国家公務員行政職(一)</td> <td>60.3</td> <td>39.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2:当公庫のデータは、常勤職員(事務・技術職員)及び任期付職員(事務・技術職員)のもの 注3:国家公務員のデータは、平成24年国家公務員給与等実態調査出所</p> <p>【主務大臣の検証結果】 日本公庫においては、業務を遂行するに際して、通常の金融機関に求められるような専門性の高い職務能力が必要であることから、高度な専門性を有する人材確保のため同種の民間金融機関の給与水準等を踏まえる必要がある。 また、日本公庫が、全国に支店網を展開し、かつ、職員の転居を伴う広範囲で頻繁な転勤を要求する勤務環境を形成していることも踏まえる必要がある。 従って、こうした理由から日本公庫の給与水準が国に比べて給与水準が高くなっているものと認められる。 一方で、給与水準は国家公務員を上回っていることから、今後も給与水準の引き下げの努力が引き続き求められる。</p>		年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)	当公庫	7,270	41.1	A(都市銀行)	8,334	38.3	B(都市銀行)	7,927	35.7	C(都市銀行)	8,083	38.1	D(地方銀行)	7,136	38.6	E(地方銀行)	7,363	39.5	F(地方銀行)	7,155	36.8		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	86.1	10.2	3.7	0.0	国家公務員行政職(一)	53.4	13.0	33.6	0.0		1～5級地	その他	当公庫	65.6	34.4	国家公務員行政職(一)	60.3	39.7
	年間平均給与(千円)	平均年齢(歳)																																															
当公庫	7,270	41.1																																															
A(都市銀行)	8,334	38.3																																															
B(都市銀行)	7,927	35.7																																															
C(都市銀行)	8,083	38.1																																															
D(地方銀行)	7,136	38.6																																															
E(地方銀行)	7,363	39.5																																															
F(地方銀行)	7,155	36.8																																															
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒																																													
当公庫	86.1	10.2	3.7	0.0																																													
国家公務員行政職(一)	53.4	13.0	33.6	0.0																																													
	1～5級地	その他																																															
当公庫	65.6	34.4																																															
国家公務員行政職(一)	60.3	39.7																																															

給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 2.8% (国からの財政支出額 51,390,747千円、支出予算の総額 1,851,073,004千円：平成24年度予算)</p> <p>【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄にも記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。</p>
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額：貸借対照表上の繰越利益剰余金は△1,414,145百万円(これにより株主資本合計は5,963,466百万円)(平成23年度決算)</p> <p>【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄にも記載したとおりであり、収益性のみならず、政策金融機関としての特性も十分に考慮しながら、政策金融を的確に実施し適切に管理している。</p>
講ずる措置	<p>【講ずる措置】 平成25年度も民間金融機関等の給与処遇及び人事院勧告の内容等も勘案しつつ、①平成23年度に導入した新しい給与制度を適正に運用すること、②転勤範囲を限定し、総合職と処遇差を設けた「地域総合職」の新設を検討すること、③管理職総数の適正化を図ること、などにより人件費の膨張を抑制し、国民の理解が得られる水準とするよう取り組む。</p> <p>【次年度に見込まれる対国家公務員指数】 新人事給与制度において、次年度の対国家公務員指数の算定は困難であるため、次年度の同指数は前年度の数値を仮置きする。 対国家公務員指数128.5程度、地域学歴勘案126.4程度</p> <p>【改善策】 上述の通り、新人事給与制度を適正に運用することにより人件費の膨張を抑制すると共に、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じて職員の給与改定及び減額支給措置を適正に実施する。</p> <p>【給与の目標水準及び具体的期限】 目標水準：128.5程度、具体的期限：平成25年度末(25年度においても、平成23年度に導入した新しい人事給与制度の適正な運用や給与改定及び給与減額支給措置の実施により、24年度並の水準となるよう取り組む)</p>

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成24年度)(千円)	前年度(平成23年度)(千円)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額(A)	55,471,973	60,464,682	▲ 4,992,709	-(8.3%)
退職手当支給額(B)	5,292,598	4,514,591	778,007	(17.2%)
非常勤役員等給与(C)	2,220,770	1,595,505	625,265	(39.2%)
福利厚生費(D)	10,563,660	11,140,683	▲ 577,023	-(5.2%)
最広義人件費(A+B+C+D)	73,549,002	77,715,462	▲ 4,166,459	-(5.4%)

注：各項目で端数処理を行っているため、各項目(A)～(D))の合計が、総額(A+B+C+D)と一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減の取組を継続し、平成17年度予算定員を基準として5%以上の純減を目標とすることを基本とする。

2 進捗状況

(1) 基準年度(平成17年度)の人員数

7,811人(本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫)の役員員数の合計人数)

(2) 各年度末の人員数

平成18年度：7,772人(本法人設立前の旧機関の役員員数の合計人数)

平成19年度：7,726人(本法人設立前の旧機関の役員員数の合計人数)

平成20年度：7,604人

平成21年度：7,592人

平成22年度：7,581人

平成23年度：7,579人

平成24年度：7,479人

(3) 各年度末の人員純減率

平成18年度： $(7,772 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 0.5\%$

平成19年度： $(7,726 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 1.1\%$

平成20年度： $(7,604 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 2.7\%$

平成21年度： $(7,592 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 2.8\%$

平成22年度： $(7,581 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 2.9\%$

平成23年度： $(7,579 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 3.0\%$

平成24年度： $(7,479 - 7,811) \div 7,811 = \blacktriangle 4.3\%$

(注)平成24年度に国際協力銀行が分離したことに伴い、上記(1)～(3)については国際協力銀行の人員数を控除して記載している。

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人員数(人)	7,811	7,772	7,726	7,604	7,592	7,581	7,579	7,479
人員純減率(%)		▲ 0.5	▲ 1.1	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 4.3

【主務大臣の検証結果】

上記のとおり目標に基づき人員管理を行っている(平成25年度までに上記目標を達成することとなっている。)

IV 法人が必要と認める事項

1 役員給与の減額支給措置

①役員給与

日本政策金融公庫として東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度及び25年度限りの臨時特例措置として、役員給与の減額支給を行っている(全役員について報酬総額の▲9.77%)。

②職員給与

役員と同様、東日本大震災からの復興に協力する趣旨から、平成24年度6月以降及び25年度限りの臨時特例措置として、職員給与の減額支給を行うこととした(全職員平均で年収の▲7.8%)。

(単位 %)

	本俸の減額率	特別手当の減額率
入庫後3年以上の職員	△ 7.30	△ 9.77
入庫後1年以上3年未満の職員	△ 4.77	△ 9.77

2 役員退職手当の引下げ

①役員退職手当

特別職国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられたこと等を勘案し、役員退職手当を引き下げることにした。

(単位 %)

退職日	経過措置		26年7月1日～
	25年3月1日～25年9月30日	25年10月1日～26年6月30日	
引下げ率	△ 2	△ 8	△ 13

②職員退職手当

6月末時点で検討中である。

3 特殊法人等の給与水準の見直し(平成24年12月要請)への対応

・日本政策金融公庫への要請内容

国民に対する説明責任を果たすべく、職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準等については、その合理性について検証するとともに、検証した結果を国民に示すべきである。また、新給与制度の実施を通じて、人件費の膨張の抑制を図るべきである。

・上記要請への対応

【公庫職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準等に関する合理性の検証】

1. 公庫職員の給与水準の設定に係る比較対象の選定基準

- (1) 融資先が類似し、かつ、相応の規模で業態の異なる金融機関
- (2) 本店一括採用を行っているため、人材確保において競合する金融機関
- (3) 新卒採用者の多くが併願先とする金融機関。又は、中途採用者の多くの前職である金融機関
- (4) 全国規模で政策金融を実施するという業務内容の特殊性や、頻繁な転居転勤を伴うという勤務環境の特殊性を鑑み、広範な地域に拠点を有する金融機関

2. 上記基準により選定した結果

- ・A(都市銀行) 8,301千円
- ・B(都市銀行) 7,487千円
- ・C(都市銀行) 7,958千円
- ・D(地方銀行) 7,171千円
- ・E(地方銀行) 7,387千円
- ・F(地方銀行) 7,066千円
- ・公庫 7,880千円

3. 合理性の検証

(1) 業務の特殊性

- ・当公庫の業務運営にあたっては、財務諸表や資金三表の分析等を通じた、融資、債権管理、回収、ALMなどのリスク管理等、通常の金融機関に求められる専門性の高い職務能力が必要。
- ・特に当公庫の場合は、高度な審査技術や金融商品知識が業務上必要とされることが多い。また、零細事業者への融資に際しては、これらの資料を公庫の職員が当該事業者に代わって作成することもあり、親切できめ細やかサービスを提供するための高度なコミュニケーション能力が必要。
- ・本店一括採用を行っているため、全国展開をしている金融機関と、人材確保において競合する。
- ・なお、当公庫においては、簿記検定、公認会計士、中小企業診断士などの資格の取得を職務上の必須要件としてはおらず、資格の取得に応じた手当の支給制度は設けていない。
- ・国家公務員においても行政職(一)とは別に特別職の俸給表を定めているのと同様、当公庫職員の給与水準の評価にあたっては、上記の事情を踏まえる必要がある。

(2) 勤務環境の特殊性

- ・当公庫は、その支店網が全国に展開(152支店)していることから、大半の職員が全国規模の頻繁な転居転勤を余儀なくされている。民間企業でも、一般にこのような勤務形態にある場合には、地域限定の事業展開により転居転勤の少ない勤務形態にある場合と比較し、給与格差をつけているケースが多い。

【新たな人事給与制度の導入への取り組み】

- ・転勤範囲を限定した「地域総合職」を平成25年度中に新設することを検討中。総合職と処遇差を設けることで、公庫全体の人件費の抑制が図られる見込み。

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 削除

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。))に限る。)に委託することができる。

(事業年度)

第二十八条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

(予算の作成及び提出)

第二十九条 公庫は、毎事業年度、その予算を作成し、主務大臣を経由して、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

3 前項第一号の事業計画及び資金計画においては、別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金ごとの貸付予定額並びに同表第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付予定額の合計額が明らかになるようにしなければならない。

4 第一項の予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第三十条 財務大臣は、前条第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

2 内閣は、前条第一項の予算について、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

(予算の議決)

第三十三条 公庫の予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。

(財務諸表の提出)

第四十条 公庫は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 公庫は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四十四条第一項において同じ。)を含む。)を主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第一号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第四号、第六号及び第八号の二から第九号までに掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務
- 四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務(以下「信用保険等業務」という。)

六 削除

七 危機対応円滑化業務

(決算報告書の作成及び提出)

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

(国庫納付金)

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

(政府の貸付け)

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

(借入金及び社債)

第四十九条 公庫がその業務(信用保険等業務を除く。第五項において同じ。)を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(政府保証)

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。)第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

(監督)

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

(定款)

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の手續及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散)

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(主務大臣)

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣
- 三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務(同表第一号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあっては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣
- 四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあっては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。)並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 削除

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一(第十一条関係)

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金(第三号から第七号までに掲げる資金を除く。)
二	教育(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。)を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金(教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。)
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備(車両を含む。以下この表において同じ。)の設置又は整備(当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。)に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業(理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。)を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの(資本市場からの調達に困難なものに限る。) イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地(農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。)の取得(その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。)に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金(果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。) ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの(以下「指定永年性植物」という。)の植栽又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。) ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金(別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。) ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 林業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林(森林とする土地を含む。)の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 ク 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ケ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ク 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金(当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。)であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場(当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集約的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認められるものを相当とするもの(以下「付設卸売市場」という。))を含む。)を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者(以下「卸売業者」という。))若しくは仲卸しの業務(農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。)を行う者(以下「仲卸業者」という。))又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場(付設卸売市場を含む。)の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの(以下「特定農林畜水産物」という。))を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十一	指定地域(地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的であると認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。)内において生産される農林畜水産物(以下「指定地域農林畜水産物」という。))を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化(以下「新商品の研究開発等」という。))が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)

十二	食品(飲食料品のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。)若しくは飼料の製造、加工若しくは流通(以下「食品の製造等」という。)の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人(これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。)	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの(当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。) ^(一) 又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用(これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。) ^(二) に必要なものであって、主務大臣の指定するもの(前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするものうち主務大臣の指定するもの(中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。)
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。)
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二(第十一条関係) (略)

平成25年7月発行
発行：株式会社日本政策金融公庫 広報部
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-4
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
TEL 03-3270-0631
ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp/>

